

# 行財政改革特別委員会会議録

平成21年7月17日

場 所 第3委員会室

平成21年7月17日（金曜日）

午前10時2分開会

会議に付した案件

○概要説明

商工観光労働部

1. 所管する公社等の現状等について

- ・財団法人宮崎県産業支援財団
- ・財団法人宮崎県機械技術振興協会
- ・社団法人宮崎県物産振興センター
- ・財団法人宮崎県公園協会

警察本部

1. 所管する公社等の現状等について

- ・財団法人宮崎県交通安全協会
- ・社団法人宮崎県自家用自動車協会

環境森林部

1. 所管する公社等の現状等について

- ・財団法人宮崎県環境科学協会
- ・社団法人宮崎県林業公社
- ・社団法人宮崎県緑化推進機構

○協議事項

1. 次回委員会について
2. その他

出席委員（12人）

委員	長	丸山	裕次郎
副委員	長	武井	俊輔
委員		緒嶋	雅晃
委員		福田	作弥
委員		十屋	幸平
委員		河野	安幸
委員		山下	博三
委員		鳥飼	謙二
委員		高橋	透

委員	河野	哲也
委員	井上	紀代子
委員	徳重	忠夫

欠席委員（1人）

委員	星原	透
----	----	---

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	吉瀬	和明
環境森林部次長 （総括）	豊島	美敏
環境森林部次長 （技術担当）	黒木	由典
部参事兼 環境森林課長	飯田	博美
計画指導監	水垂	信一
部参事兼 環境管理課長	堤	義則
自然環境課長	河野	憲二
森林整備課長	徳永	三夫

商工観光労働部

商工観光労働部長	渡邊	亮一
商工観光労働部次長	持原	道雄
観光交流推進局長	江上	仁訓
部参事兼 商工政策課長	古賀	孝士
工業支援課長	森	幸男
商業支援課長	吉田	親志
経営金融課長	安田	宏士
観光推進課長	後沢	彰宏

県土整備部

公園下水道課長	東	康雄
---------	---	----

警察本部

警 務 部 長 根 本 純 史  
交 通 部 長 中 原 雅 男  
警 務 部 参 事 官 兼  
会 計 課 長 日 高 昭 二  
警 務 部 参 事 官 兼  
警 務 課 長 上 久 保 岩 男  
交 通 部 参 事 官 兼  
交 通 企 画 課 長 水 元 正 人  
交 通 規 制 課 長 桑 畑 孝 徳  
運 転 免 許 課 長 大 峰 俊 和

---

参考人として出席した者

財団法人宮崎県環境科学協会  
副 理 事 長 山 内 正 輝

社団法人宮崎県緑化推進機構  
常 務 理 事 服 部 文 明

社団法人宮崎県林業公社  
常 務 理 事 猪 野 在 明

財団法人宮崎県機械技術振興協会  
常 務 理 事 柏 田 雅 徳

財団法人宮崎県産業支援財団  
常 務 理 事 中 武 賢 藏

社団法人宮崎県物産振興センター  
常 務 理 事 野 村 秀 雄

財団法人宮崎県公園協会  
理 事 長 金 谷 弘 美

財団法人宮崎県交通安全協会  
専 務 理 事 柄 本 憲 生

会 計 課 長 林 勝 重

社団法人宮崎県自家用自動車協会

専 務 理 事 石 村 明 朗  
総 務 会 計 課 長 橋 本 憲 二

---

事務局職員出席者

政策調査課主査 松 下 新 一  
政策調査課副主幹 福 島 久 大

---

○丸山委員長 それでは、ただいまから行財政改革特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程であります。お手元に配付の日程（案）及び2枚目の「説明の対象とする公社等について」をごらんください。

本日は、昨日に引き続き、商工観光労働部、警察本部及び環境森林部から、所管する公社等の現状等について説明を受ける予定としておりますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、昨日の委員会で緒嶋委員より資料要求のありました「全国の公立文化施設の指定管理者制度の導入状況」については、お手元に配付のとおりでありますので、御確認をお願いいたします。

それでは、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

---

午前10時5分再開

○丸山委員長 委員会を再開します。

商工観光労働部及び所管法人からの参考人においでいただきました。

私は、この特別委員会の委員長を仰せつかっております丸山でございます。どうかよろしくお願いいたします。

委員の紹介につきましては、時間の制約もありますので、お手元の配席表にかえさせていただきます。また、商工観光労働部及び参考人の皆様の紹介につきましても、資料に出席者名簿を記載していただいておりますので、省略して結構でございます。

本日は、商工観光労働部所管の公社等のうち、当委員会が選定しました公社等について、その現状等に関する説明をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

**○渡邊商工観光労働部長** それでは、商工観光労働部関係についてでございます。

本日は、お配りしております資料、「行財政改革特別委員会資料」、商工観光労働部関係でございますが、その資料の目次のとおり、商工観光労働部が所管している公社等の現状につきまして御説明させていただきます。それぞれ担当課長より簡潔に御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

**○森工業支援課長** それではまず、産業支援財団の現状について御説明をいたします。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

当財団は、中小企業の創業、経営革新、研究開発等の事業活動に対する支援及び産学官の共同研究開発の推進等を行うことにより、中小企業の振興と本県産業の活性化に寄与することを目的に、平成12年4月1日に、財団法人宮崎県産業技術情報センターと財団法人宮崎県中小企業振興公社を統合し、設立いたしました財団でございます。

(3)の出資の総額でございますが、中ほどの表のとおり、基本財産のほか4つの基金への出資で、計7億9,947万8,000円でございます。そのうち県の出資額は6億717万3,000円で、出資割合は75.9%でございます。

なお、下の表には、昨年度拠出したしました農商工連携応援ファンド基金を初め、貸付金や補助金という出資以外の拠出により、当財団に設置している基金の状況を記載いたしております。

次に、(4)の出資者一覧でございますが、出資者は58団体で、内訳は、宮崎県のほかテクノポリス圏域の宮崎東諸県1市3町や、民間企業・団体等となっております。

次に、3ページの(5)の県出資の経緯でございます。

①の基本財産につきましては、平成12年4月の統合前の2つの法人、旧宮崎県産業技術情報センター及び財団法人宮崎県中小企業振興公社、この2つの法人の基本財産を承継したものでございます。

次に、②債務保証基金でございますが、宮崎テクノポリス圏域の企業が高度な工業技術等の開発のために行う必要な資金借り入れに対し債務保証を行うため、県及びテクノポリス圏域の市町と企業が出資し、昭和59年3月に宮崎県産業技術振興機構に基金を創設しております。12年4月の財団の統合に伴いまして、基金を承継しております。

次に、③研修及び指導基金でございますが、県内企業等を対象に、高度技術や経営等に関する研修支援、指導等を行うため、県及び県内企業が出資し、昭和63年3月、宮崎県産業技術情報センターに基金を創設しております。同じく12年4月の財団の統合に伴いまして、基金を

承継しております。

④情報化支援活動基金でございますが、県内中小企業の情報化支援、啓発普及を図るため、県が出資し、平成2年3月に宮崎県産業技術情報センターに基金を創設いたしております。同じく財団の統合に伴いまして、基金を承継いたしております。

最後に、⑤戦略的地域科学技術振興基金でございますが、平成13年より当該基金を運営しておりましたみやざき21世紀戦略推進財団が、16年度末をもって解散したことに伴い、17年4月に産業支援財団へ事業等が移管されております。その際に、取り崩し型の基金を創設いたしております。

次に、4ページの2の組織等についてでございます。

(1)の組織体制でございますが、理事長、副理事長、常務理事のもと、4課1室で業務を執行しております。理事長は知事で、副理事長は県職員OBの常勤1名と宮崎大学学長が非常勤で就任いたしております。常務理事1名は県派遣職員でございます。その他、理事が16名と監事2名となっております。

次に、職員につきましては、表に記載しておりますように、常勤職員は、県派遣職員が13名、プロパー職員が5名、民間派遣職員が2名、研究員が6名で、非常勤職員は嘱託職員の2名ということで、合計28名となっております。

(2)の常勤役員の年収額についてでございますが、20年度実績で1人当たりの平均は858万5,000円余でございます。役員報酬規程は制定いたしております。

続きまして、5ページの3、事業の概要でございます。

まず、(1)県からの財政支出の状況についてでございますが、補助金など支出科目別に平成20年度の実績額を記載いたしております。①の補助金でございますが、食と健康・バイオメディカル産業創造プロジェクト補助金1億4,000万を初めといたしまして、合計5億9,297万6,000円、それから委託料につきましては計712万円、それから③の短期貸付金、中小企業等支援ファンド事業貸付金20億円など計21億185万円、それから④の長期貸付金、農商工連携応援ファンド事業貸付金20億1,000万円など計26億5,000万円となっております。その他、負担金等を含めまして、全体合計で53億8,033万3,000円となっております。

次に、6ページの(2)平成20年度の事業実績でございます。当財団の事業名につきましては、主として3点でございます。まず1点が「新事業・新産業の創出」でございますが、産学官連携による研究開発を推進することにより、新たな技術シーズを生み出し、新事業・新産業の創出を図るものでございます。2点目が「挑戦する中小企業への支援」でございますが、県内中小企業の経営革新や製品開発などの事業活動に対する支援を行うものであります。3点目が「地域商業・サービス業の活性化」でございます。中心市街地における中小商業活性化等に関する事業を行うことにより、県内中小商業の活性化を図るものでございます。

次に、主な事業につきまして、下の表によりまして御説明をいたします。なお、表の右側のほうに、事業の財源等も記載いたしております。

それでは初めに、「新事業・新産業の創出」でございます。

①の地域結集型共同研究事業から次のページ

の⑤研究開発資源活用型事業、この一連の事業につきましては、昨年度までブルーベリーの葉などに含まれます機能性等を研究してまいりました地域結集型共同研究事業の関連事業でございます。これまでの研究基盤を生かし、実用化研究に取り組む事業のほか、技術移転等の推進や派生した研究を進める事業でございます。

7ページの⑥研究開発支援事業と⑦戦略的地域科学技術振興事業、これは県内の有望な産学官の研究グループに対し研究開発を委託したものでございまして、合わせて9件の研究を実施いたしております。

次に一つ飛びまして、⑨都市エリア産学官連携促進事業でございます。チョウザメ等の水産資源に含まれる機能性成分を認知症予防等に活用するといったような研究を、九州保健福祉大学などと推進しているところでございます。

⑩の創業・新事業挑戦支援ファンド事業でございますが、ベンチャーファンドを通じまして、県内のベンチャー企業2社に投資を行ったところでございます。

⑪の地域資源活用型研究開発事業及び⑫の地域イノベーション創出研究開発事業でございますが、九州経済産業局からの委託を受けまして、飼肥杉やスイートピーを有効活用した新製品開発など、あわせて6件の産学官による共同研究を行ったところでございます。

8ページでございます。「挑戦する中小企業への支援」についてでございます。

①の総合相談窓口開設事業から③の地域力連携拠点事業までは、県内中小企業からの相談等に対応したり、専門家を派遣しての助言指導等を行う事業でございます。建設業者の新分野進出あるいは農商工連携などの相談にも対応しているところでございます。

次に、少し飛びまして⑨設備資金貸付及び設備貸与事業でございますが、中小企業の機械設備導入を支援するため、資金の貸付や設備の貸与を行ったところでございます。

続きまして、9ページの⑩取引振興事業でございますが、県内中小企業の取引拡大を促進するため、取引あっせんや商談会の開催、自動車関連産業への参入支援に取り組んだところでございます。

次に、⑪の川上・川下ネットワーク構築支援事業におきましては、自動車関連及び太陽光発電関連産業への参入促進のため、県内企業を対象に、講演会や工場見学、展示会参加等に取り組んだところでございます。

次に、「地域商業・サービス業の活性化」についてでございます。これは、街づくり機関が行います中心市街地活性化事業に対する助成のほか、創業予定者を対象としたセミナーや経営相談などの事業を行ったところでございます。

続きまして、財務諸表を御説明申し上げます。

2ページ飛びまして12ページをお願いいたします。まず初めに、正味財産増減計算書でございます。

まず、ローマ数字のIの一般正味財産増減の部の経常増減の部についてでございますが、事業活動等に伴う収益と費用を計上いたしておりますが、中ほどの2の経常外増減の部のすぐ上でございますけれども、経常収益から経常費用を差し引きました当期の経常増減額は、1億8,126万6,000円余の減でございます。これは、創業支援等部門の事業費が増加したことなどによるものでございます。

2の経常外増減の部でございますが、これは事業活動等に伴わない収益と費用を計上いたし

ております。経常外収益から経常外費用を差し引きました当期経常外増減額、これは経常外費用計の欄がございますが、そのすぐ下の欄でございます。マイナスを表示しておりますが、7,412万7,000円余の減でございます。

この結果、一般正味財産増減の部におきましては、そのすぐ下の欄でございますが、当期の一般正味財産増減額は2億5,539万4,000円余り減少しております。2つ下の欄でございますが、これによりまして、当期の期末残高は8,271万6,000円余の減となっております。

続きまして、ローマ数字のⅡの指定正味財産増減の部についてでございます。基金造成のための受取補助金などによりまして、当期の指定正味財産増減額は、2億171万8,000円余の増となっております。この結果、下から2段目の期末残高、10億1,171万9,000円余となっております。

以上によりまして、一番下の欄でございますが、平成20年度の正味財産の期末残高は、9億2,900万3,000円余となっております。

続きまして、貸借対照表でございます。恐れ入りますが、10ページにお戻りいただきたいと思っております。

資産合計は一番下でございますが、流動資産、それから固定資産合わせまして、90億6,293万7,000円余となっております。前年度に比べまして、17億4,652万8,000円余の増となっております。これは、農商工連携応援ファンド設置に伴いまして、特定資産が増加したことによるものでございます。

11ページをお願いいたします。

表の中ほどでございますが、負債合計、これは、流動負債、固定負債合わせまして、81億3,393万4,000円余となっております。

また、正味財産合計は、下から2段目になりますが、先ほど御説明しましたとおり、9億2,900万円余となっております。これによりまして、一番下の負債及び正味財産合計は、90億6,293万7,000円余と、前年度に比べて17億4,652万8,000円余増加しております。これも先ほど御説明したとおり、農商工連携応援ファンドの設置に伴いまして、県の借入金等が増加したことによるものでございます。

財務の状況については以上でございます。

次に、13ページの5、公社等の改革の状況についてでございます。

(1)の公社等改革指針における改革の方向性についてでございます。中期事業計画の実施、見直し及び事業内容の見直しにより、効率的、効果的な事業・組織運営に努めること、それから、現在、宮崎市内に分散している事務所を、県内中小企業の相談へのワンストップ対応など、利用者の利便性向上を図るために統合し、当該統合に伴う組織の見直しを検討すること、これを改革の方向性としたしております。

この方向性に対します取り組み状況、実績でございますが、①の中期事業計画の策定につきましては、17年3月に策定いたしております。その後、それを見直しまして、第2期の計画を20年3月に策定いたしまして、現在これを実施中でございます。

次に、②の事務所統合、組織の見直しにつきましては、19年3月末をもって商業支援センターを廃止しております。これによりまして、3事務所を2事務所としております。さらに、ことしの4月には、宮崎市松橋にございました宮崎事務所を、工業技術センター内の佐土原事務所に移転、統合いたしまして、事務所を一本化したところでございます。また、あわせまし

て、設備資金課と取引振興課を総合し、「取引・設備支援課」に改組いたしております。これにより、5課1室から4課1室になったところでございます。

次に、③の県職員の役職員就任・派遣の見直しでございます。まず、アの役員でございますが、19年4月に県派遣の常勤役員を1名減らし、さらに21年4月に事務所統合により副理事長、それから常務理事をそれぞれ1名減らしております。これによりまして、県派遣役員を2名減らしてございまして、現在、県派遣の常勤役員は1名となっております。次に、イの職員につきましては、18年度は15名の県職員を派遣しておりましたが、商業支援センターの廃止によりまして2名減少し、19年度以降は13名となっております。

次に、④の事業の見直し、県の財政的関与の見直しでございますが、中期事業計画を策定し、全体的な点検を行ったほか、経済情勢等を踏まえ、毎年度事業の見直しを行っております。また、県の財政支出を抑えながら、効率的・安定的な運営を図るため、国等の競争的資金の獲得あるいは事業導入に積極的に取り組み、財政基盤の安定化に努めているところでございます。

次に、(3)の今後の方向性でございますが、昨年12月に施行しました新公益法人会計制度に適切に対応するため、当財団のあり方の検討を含め、移行に向けた準備を着実に進めることとしております。また、中期事業計画に基づきまして、引き続き、効率的・安定的な運営に努めますとともに、次期中期事業計画の策定に向けて、運営方針の検討や事業の見直しを行うことといたしております。

産業支援財団についての説明は以上でございます

ます。

続きまして、財団法人宮崎県機械技術振興協会の現状について御説明をいたします。

委員会資料の14ページでございます。

まず、1の設立等でございますが、当協会は、機械金属工業の技術指導、調査研究等を行うことにより、本県機械金属工業の振興に寄与することを目的として、昭和54年2月17日に設立された法人でございます。出資総額は300万円で、うち県の出資額は150万円、出資割合は50%となっております。出資者は4団体であり、宮崎県のほか延岡市、日向市、門川町が出資いたしております。出資額、出資割合については、一覧表のとおりでございます。

(5)の県出資の経緯でございますが、県では、機械金属工業が集積する県北地域からの強い要望等を踏まえまして、昭和54年4月に機械技術センターを設置することとし、設置に当たりましては、県及び地元関係者が一体となって施設の管理運営を行うため、昭和54年2月に県及び地元自治体の出資により当財団が設立されたものでございます。

次に、2の組織等でございます。15ページでございます。

(1)の組織体制でございますが、理事長は延岡市長、副理事長は延岡鐵工団地協同組合理事長が就任しております。常務理事は機械技術センター所長を兼務するなど、表のような体制となっております。役員数は計16名でございます。常務理事は常勤の県職員OB、また、監事のうち1名は県職員OBとなっております。職員数は常務理事兼務を含め6名でございます。うち県派遣職員は1名となっております。

(2)の常勤役員の年収額でございますが、ここに記載の金額となっております。



次に16ページでございます。3の平成20年度の事業概要でございます。

(1)の県からの財政支出の状況でございますが、当協会は指定管理者となっております、指定管理料といたしまして、宮崎県機械技術センターの管理運営委託料5,235万2,000円を支出しております。

(2)の事業実績でございますが、当協会は指定管理者として宮崎県機械技術センターの管理運営を行うことが主な業務でございます、県と締結いたしました管理運営に関する基本協定に基づき、事業を実施いたしております。

①の技術支援につきましては、延べ131名に対しまして技術指導を実施したほか、基礎技術研修を27コース、延べ96名の受講、それから技術講習会を11回開催し、延べ165名の方が受講いたしております。

②の設備利用につきましては、設備利用件数は643件でございます。主にワイヤーカットや三次元測定機等の設備が利用されております。

③の建設業や機械金属工業関係の依頼試験につきましては、コンクリートの強度試験や金属材料強度試験などを実施しております。

また、そのほか、試験研究、技術調査、それから企業の巡回訪問を実施するなど、本県機械金属工業の振興に取り組んだところでございます。

続きまして、4の財務の状況でございますが、2ページ飛びまして18ページをお願いいたします。

初めに、正味財産増減計算書でございます。まず、上から3段目の(1)経常収益、これにつきましては、県からの受託事業収益5,235万2,000円と地元の企業や団体からの受取寄附金142万円など、経常収益の計は5,393万円と

なっております。経常費用につきましては、受託事業費の機械技術センター管理運営受託事業費5,209万円、表の中ほどの管理費の法人管理費135万9,000円など、経常費用の計は5,345万円となっております。その下にございます経常収益から経常費用を差し引きました当期の経常増減額は、47万9,000円となっております。この結果、一番下の正味財産期末残高は、641万9,000円と前年度に比べ増加いたしております。

恐れ入りますが、ページを戻りまして17ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。

Iの資産の部の1の流動資産、これは現金、普通預金などございまして、計609万6,000円、それから2の固定資産は、(1)の基本財産、(2)の特定資産など、計584万6,000円でございます。表の中ほどの資産合計は、1,194万2,000円となっております。

次に、IIの負債の部でございますが、1の流動負債は未払金など計400万3,000円、2の固定負債は退職給与引当金の152万円で、負債合計は552万3,000円でございます。

IIIの正味財産の部につきましては、資産合計から負債合計を差し引きました正味財産の合計641万9,000円ございまして、一番下の負債及び正味財産合計額は、1,194万2,000円となっております。

次に、5の公社等改革の状況についてでございます。19ページでございます。

まず、(1)の公社等改革指針における改革の方向性につきましては、センターの指定管理者制度導入に伴う効果を検証し、センターの今後の管理運営方法の検討とその結果に沿った協会のあり方について検討を進めるという方向性でございました。

(2) の取組状況（実績等）についてでございますが、①のセンターの管理運営のあり方につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、平成19年度に指定管理者制度に係る事業検討会議を開催し、指定管理者制度の効果と今後の運営のあり方に係る検証を行った結果、一定の効果が見られたことから、指定管理者制度を継続することとし、第2期として平成21年度から平成25年度までの5年間、当財団を指定管理者として指定したところでございます。

②の県職員の役職員就任・派遣の見直しについてでございますが、アの役員につきましては、平成17年度に県関係役員数を6名から3名に削減し、さらに平成19年度には、県関係役員の就任を廃止してきたところでございます。イの職員につきましては、平成17年度に業務実施体制の見直しにより、県派遣職員を3名から2名に削減し、さらに平成18年度には、指定管理者制度導入に伴いまして、県派遣職員2名のうち1名を、企業派遣職員への切りかえを行ったところでございます。

③の事業の見直し及び県の財政負担の見直しについてでございますが、企業ニーズを踏まえ、高度熟練技能者による技術の継承と若手技術者の育成を図るための新たな事業を実施するなど、事業の見直しを図ったほか、ホームページでの情報提供やセンター管理運営委託料の削減等に取り組んできたところでございます。

(3) の今後の方向性についてでございますが、指定管理者制度導入により、センター利用者のサービスの向上あるいは事業経費の削減等が実現するなど、一定の効果が出ており、今後も適切なセンター運営を図るべく、協会運営の効率化等に努めていくことといたしております。

す。また、公益法人制度改革に的確に対応するため、移行に向けた検討も進めていくことといたしております。

工業支援課からは以上でございます。

○吉田商業支援課長 続きまして、20ページをごらんいただきたいと思います。

宮崎県物産振興センターの概要について御説明いたします。

まず、設立の目的でございますが、県産品の販路拡大及び需要拡大を図ることによりまして、地場産業の発展に寄与することを目的としております。設立年月日は平成10年4月1日でございます。それから、(3) から(5) までについては該当はございません。

21ページをお願いします。組織体制でございますが、非常勤の会長、副会長が1名ずつおります。県職員OBの常務理事が常勤として1名おります。その他に、非常勤の理事が11名、監事が3名、計役員17名ということになっております。常務理事は、事務局長も兼ねておりまして、その表の右のほうが事務局体制になります。

本部、これは宮崎の物産館になりますが、こちらに事務局次長1名、総務企画課に6名、営業課に19名ということで、営業課長は事務局次長が兼務しております。総務企画課のほうに3名の県職員が派遣されております。それから、東京支部というのは、これは新宿のKONNEのことでございますが、ここに契約職員であります支部長が1名、それから副支部長1名、総務企画課が3名、営業課が33名ということで、合計37名になっておりますが、この中の副支部長と総務企画課長は兼務ですけれども、副支部長ともう1名が県からの派遣ということで、県派遣職員は5名ということになります。大阪支

部には嘱託職員1名がおります。職員は全部で64名で、内訳はそこに書いてあるとおりでございます。

それから、(2)の常勤役員の年収額は、879万6,238円の平均ということになっております。役員報酬規程については制定しております。

次に、22ページの事業の概要ということですが、(1)の県からの財政支出の状況につきましては、補助金、委託料ということで、そこに書いてあります。これは主なものでございますが、合計で9,162万2,000円の県からの財政支出ということになっております。

主な事業の概要について(2)で申し上げたいと思いますが、まず①につきましては、これはセンターの運営経費でございます。この一部を助成ということで、補助金5,106万1,000円を補助しております。

それから、②販路拡大支援プロジェクト事業でございますが、これは商談会とか物産展の開催、それから新商品の開発の支援等を行いまして、種々の事業によりまして販路拡大を展開しております。

それから、③の優良県産品推奨制度でございますが、これは20年度からの新規の事業でございます。品質や市場性、デザインにすぐれた県産品を推奨する制度でございます。20年度につきましては、23品目を選定しているところでございます。

それから、④の県産品輸出促進事業でございますが、これは昨年、20年度は台湾と香港の2都市で物産フェアを開催いたしまして、県産品のPR・販売を行い、輸出促進を図ったところでございます。

それから、⑤の売れるみやざき県産品開発支援機能強化事業でございますが、これは県産品

を製造・販売する企業さんに対し、流通関係のバイヤーさんなど、流通に非常に詳しい方にアドバイザーになっていただきまして、商品の評価とかデザインの評価・指導を行っております。延べ42社に対して指導等を行ったところでございます。

次に、23ページのほうに移っていただきたいと思っております。

まず、貸借対照表でございますが、左側の資産の部でございます。流動資産は4億3,887万7,167円で、主なものは、普通預金と定期預金等でございます。それから、固定資産につきましては1,554万6,218円で、そのうち特定財産が1,503万9,835円ですが、これはプロパー職員の退職給与引当資産となっております。その他の固定資産につきましては、主に電話加入権でございます。

右側の負債の部をお願いします。流動負債は1億4,482万3,195円でございます。主に預かり金や未払いの法人税等となっております。それから、固定負債につきましては、先ほど出てきました退職給与引当金ということになります。

右下、正味財産の部でございますが、これは資産の部から負債の部を引いた一般正味財産として、2億9,455万9,515円となっております。

次の24ページをごらんいただきたいと思っております。平成20年度、1年間の収支計算書でございます。

左側の収入でございますが、主なものを説明いたしますと、①の会費収入は、会員からの会費で1,557万5,000円となっております。それから、③販売手数料収入でございますが、これは県産品の販売に伴う手数料収入でございます。それから、⑤の委託料収入でございます。これ

は、先ほど説明いたしました県からの委託事業の委託料でございますが、4,056万1,000円、それから⑥は補助金収入ということで、5,106万1,000円となっております。それから、10番目の他会計からの繰入金収入でございますが、これは右側の支出の③他会計への繰入金支出と同額になりますけれども、センターの会計を一般会計と販売事業会計の2つに分けておりまして、収益を上げております販売事業会計から一般会計に繰り出しを行っているものでございます。同じように、左側の⑩の他会計からの寄附金につきましても、右側の支出の④にも書いてありますように、販売事業会計から一般会計に寄附しているものでございます。

右側の下の支出、3の当期収支差額でございますが、7,935万5,453円となっております、前期繰越収支差額——これは欄外にありますけれども——に当期の先ほど言いました7,900万余を加えました次期繰越収支差額が2億9,405万3,132円となっております。財務状況については以上でございます。

次に、最後、25ページをお願いしたいと思います。

公社等改革の状況でございますが、(1)の公社等改革指針における改革の方向性については該当がございません。これは、宮崎県公社等改革指針の見直し対象公社に、このセンターはなっていないということでございます。

(2)の取組状況ですが、これは自主的な形になりますが、①といたしまして、平成20年4月から、新宿みやざき館KONNEに公募で経営感覚にすぐれた方を登用したいということで、民間出身の館長を登用しておりまして、アンテナショップ機能の強化を図っているところでございます。館長が民間から来たということ

で、県職員は1名減をさせていただいております。それから、②の補助金の状況でございますが、平成18年度1億358万5,000円ありました補助金は、20年度で先ほど申しました5,100万余になりました。21年度は補助金は出さないという予定にしております。それから、③ですけれども、自主財源の一層の確保を図るということで、ことしの5月から、今までは対面販売だけだったんですが、オンラインショッピング（ネット通販）を始めたところでございます。

(3)の今後の方向性につきましては、①ですけれども、今度の10月1日にセンターと産業貿易振興協会の合併を行いまして、組織の強化を図ることにしております。これによりまして、国内外への県産品の一層の販路拡大ができるものと考えております。それから、②の外販機能の強化や受発注及び物流の効率化に取り組むことによりまして、一層の効率的・効果的な運営をやるということで考えております。それから、③でございますが、県の人的・財政的支援のあり方について見直しをこれから行いたいと思っておりますし、新公益法人制度への移行についても検討を行う予定でおります。

商業支援課からは以上でございます。

**○後沢観光推進課長** 財団法人宮崎県公園協会について御説明いたします。

お手元の資料、26ページをごらんください。

財団法人宮崎県公園協会は、財団法人えびの高原国民宿舎協会として昭和37年に設立されたところでございます。設立当初は、県営国民宿舎えびの高原荘の運営を図り、県民一般の休養施設としてその利用を増進し、県民福祉の向上に寄与するといったことを目的としておりました。その後、昭和40年に、国民宿舎以外のユースホステル等の宿泊施設ですとか公園の管理委

託業務にも対応するために、寄附行為の一部改正を行いまして、名称も現在の宮崎県公園協会と改められたところがございます。平成18年には、指定管理者制度の導入などを契機といたしまして、寄附行為の一部を再び改正いたしまして、財団の目的も、現行の県立の都市公園その他の施設等の運営管理へと改められているところがございます。設立年月日につきましては、昭和37年11月17日となっております。出資総額は500万円、うち県からの出資額は50万円となっております。出資割合は10%、残り450万円は公園協会の出資ということになっております。

27ページをお開きください。

組織体制についてでございます。理事会は4名の理事で構成されておまして、理事長を含む3名の理事が常勤役員、そのうち2名が県職員OBとなっております。監事2名は、いずれも非常勤役員となっております。職員は23名でして、そのうち2名が県職員のOBでございます。常勤役員の年収額は、447万7,000円余となっております。役員報酬規程は整備されております。

28ページをごらんください。

次に、県の財政支出の状況についてでございます。まず、①の補助金、これはございません。②の指定管理料でございますが、運動公園・青島亜熱帯植物園指定管理料のほか1件で、計1億3,184万5,000円となっております。委託料につきましては、沿道修景植物育成苗ほ管理業務のほか8件となっております。計9,886万4,000円となっております。工事請負費といたしまして、国道269号加納工区植栽工事のほか1件で、計1,761万円となっております。

次に、主な事業の実績についてございま

す。まず、①の補助事業はございません。次に、②の県からの指定管理事業でございますけれども、アの総合運動公園・青島亜熱帯植物園事業についてでございますが、指定管理料は1億654万7,000円を主要財源といたしまして、運動公園と植物園の運営管理を実施されております。所管は県土整備部公園下水道課ということになっておりますけれども、指定期間である平成21年3月31日までの3カ年間、エリア内の芝生、花壇、樹木等を生かした運営管理に加えまして、バラの挿し木教室ですとかガーデニング講習といった各種事業、カフェの運営等の自主企画事業を実施されております。

29ページをお開きください。特別史跡公園西都原古墳群事業についてでございます。指定管理料は2,529万8,000円を主要財源といたしまして、特別史跡内の運営管理を実施しております。所管は県土整備部公園下水道課となっておりますが、指定期間である平成21年3月31日までの3カ年間、エリア内の芝生、花壇、樹木などを生かした運営管理に加えまして、七草観察会、たこ揚げ教室といった自主企画事業を実施しているところがございます。

次に、③の県の委託事業についてでございます。アに書いてございます特別公舎花壇植付及び敷地内外維持管理委託業務のほか、イからケまで計9件の委託事業を受注して実施されているところがございます。アに記載している委託業務につきましては、知事公舎や副知事公舎の花壇の草花の植えつけ、管理等を実施するものでありまして、年間の委託料は261万5,000円、所管は総務部総務課となっております。以下、アから次の次のページのケに記載してございます事業まで、計9件の委託業務につきましては、そのほとんどが施設管理のうち花や緑の維

持・更新管理に関する業務でございます。事業の詳細については、説明を省略させていただきます。

同じ31ページの④県工事請負費でございます。アの国道269号加納工区植栽工事を1,236万円、イの県道内海加江田線青島地区植栽工事を525万円で受注し、工事を行われているところでございます。

次に、⑤宮崎市指定管理事業についてでございます。宮崎市の萩の台公園について指定管理料2,680万円で受注いたしまして、指定管理事業を実施されております。

32ページをごらんください。

⑥のその他の委託事業についてでございます。JRA日本中央競馬会、宮崎市フェニックス動物園管理株式会社のほか、3社からの委託業務を受注いたしまして、草刈りや植栽、設計コンサルタント等の事業を実施されております。

⑦のその他の事業につきましては、アの植物栽培管理販売事業から、次のページ、33ページのオ、地域と連携した協働事業までの各種事業に取り組まれているところでございます。事業の概要は以上でございます。

次に、財務状況についてでございます。34ページをお開きください。

貸借対照表でございますけれども、資産の部、主なものといたしましては、普通預金が6,975万8,000円余、未収金が6,515万2,000円余、建物が1,681万3,000円余となっております。資産の合計は1億7,558万円余となっております。未収金は、県などからの委託料や工事請負費のほとんどが精算払いということになっておりまして、翌年度の4月以降でない入金されないために発生しているというものでござい

ます。建物は、宮崎市村角町に設置している事務所に関するものでございます。

負債の部でございますが、未払金2,621万1,000円余と預り金584万円余の2件でございます。負債合計は3,205万2,000円余となっております。

正味財産につきましては、基本金500万円、繰越剰余金1億1,138万6,000円余、当期損益2,714万1,000円余でございます。合計といたしまして1億4,352万8,000円余となっております。負債と正味財産の合計額は、資産総額と同額の1億7,558万円となっております。

35ページをお開きください。収支計算書でございます。

収入でございますが、主なものとしましては、植物売上が660万2,000円余、駐車場収入が3,086万8,000円余、雑収入が1,305万6,000円余、受託料が3億1,459万2,000円余となっております。植物売上ににつきましては、事務所がある村角の自社農園において栽培した花卉類を販売して得た収入でございます。駐車場収入は、宮崎駅西口の県有地を借用しまして、駐車場の運営管理を行うことにより得た収入でございます。雑収入は、主に自動販売機の販売手数料や消費税の修正申告の還付金となっております。受託料は、県や市などからの指定管理料、委託料、工事請負費でございます。

支出の主なものといたしましては、報酬が895万5,000円余、給料が1,444万円余、職員手当が1,350万9,000円余、賃金が1億2,733万7,000円余、法定福利費が1,854万7,000円余、消耗品費が2,983万9,000円余、使用料及び賃借料が3,701万9,000円余、委託料が4,836万3,000円余でございます。報酬、給料、職員手当、賃金、法定福利費等につきましては、役職員の人

件費でございます。消耗品費は、委託事業の実施に伴う花卉類や肥料などのほか、事業運営に必要な各種消耗品の購入費用でございます。委託料は、各種委託事業の実施に伴い、雑役業務をお願いしているシルバー人材センターへの支払い費用でございます。当期損益は2,714万1,000円余の黒字、支出の合計額は、収入合計額と同額の3億7,290万1,000円余となっております。

最後に、公社等の改革状況についてでございます。36ページをごらんください。

公社等の改革指針における改革の方向性についてでございますが、新公益法人制度に基づく新たな形態の組織への移行申請に向けた環境整備及び県関与の縮減を継続していくこととしております。

これまでの取組状況についてでございますが、平成19年度からは県職員の派遣を廃止するとともに、運営費補助金も廃止しております。公園協会におきましては、不採算事業からの撤退、人事給与制度の見直しなどの合理化など、組織、財政両面から見直しを実施されているところでございまして、指定管理業務など収益の確実な事業への積極的な参入などによりまして、県の人的支援や財政支援を受けなくても、引き続き自立発展する組織づくりを進めているところでございます。

今後の方向性についてでございますが、平成25年度を目途に、新公益法人制度に基づく新たな形態の組織への移行申請に向けた環境整備を着実に実施するとともに、県関与の縮減の定着化に努めることとされておりまして、地域協働などの連携事業につきましても、そのあり方を含めて、引き続き検討することとされております。

観光推進課所管の公園協会については以上でございます。

**○丸山委員長** 説明が終わりました。質疑等がございましたら発言をお願いいたします。なお、1法人ずつ質疑を進めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まずは、産業支援財団について質疑をお願いいたします。

**○十屋委員** 内容につきましては特別ないんですけれども、組織体制の中で、役員22名、職員28名、役員の数というのが非常に多いような気もするんですけれども、最初に説明があった出資者の中で、いろいろ東の1市3町、民間企業、こういうことの関係で多くなるのか、この22名というのは今後どうなっていくのか。それともう1点は、常勤役員の年収というのは、常務理事の県派遣職員の年収と理解してよろしいんですか。

**○森工業支援課長** まず、役員22名でございますけれども、この財団につきましては、過去のいろんな財団と統合を繰り返してきております。その関係もございまして、その辺の役員をずっと引き継いできているということがまず一つございます。それから、この財団の特徴といたしまして、県の中小企業政策をワンストップで総合的に実施していくという性格を持っておりまして、そういうこともございまして、県内の経済団体とか大学であるとか、そういう中小企業に関連する方を役員の方に迎えているということもございまして、今22名ということになっているところでございます。この数につきましては、また今後、将来の中小企業政策であるとか財団の運営状況、そういうものを見ながら、必要に応じて検討してまいりたいなというふうに思っております。

それから、常勤役員の年収額、これは1人当たりという平均でございます。これは4人分でございます。これは20年度の実績でございます。本年度から、副理事長、それから常務理事、縮減をいたしております。したがって、本年度につきましては、総額で約2,000万円ほど削減されるという見込みでございます。

**○十屋委員** 最終的にいろいろ統廃合があって、それとワンストップという利便性のために役員がたくさんいるということでもありますけれども、ある種その意思決定の中で、意見を言っていたかなければいけない部分もあるかと思うんですけれども、余りにでか過ぎて機能性に欠けてくるのかなというところもあるんですが、そのあたりは今後、新しい公社等の、公益法人の中で、今先ほど課長言われたように、絞り込みをされていくというふうに理解してよろしいですか。

**○森工業支援課長** 現在、理事長が知事でございます。その下に副理事長ということで、副理事長につきましては、県のOBの方が就任しております。さらに、その下に常務理事ということで、こちらのほうは県からの派遣職員でございます。実質的な業務につきましては、副理事長、それから常務理事、こちらのほうで担当しております。大きな事項、それから来年度事業計画であるとか、そういったものにつきましては、理事長と相談しながら、あるいはそういう決定機関でございます理事会、こちらのほうに諮ってやっていくということでございます。基本的には、副理事長のほうで実務的な意思決定をしながら、弾力的にあるいは迅速に事業を実施しているところでございます。役員の22名の構成につきましては、今すぐということでは

ございませんけれども、諸般の状況を見ながら、将来的にはいろいろ検討はしてまいりたいなと思っております。

**○十屋委員** 反面、職員さんの28という中で、県の事業との関係が非常に強いわけですね。それで、県派遣職員13というところがあるんですけれども、そのあたりは最終的な今後の方向性というところでは、ほかの財団等も含めると、役職員は減らしていくという方向にあるんですが、そのあたりで職員の中でも若干少しずつ減ってきているんですが、それは大丈夫というふうに理解していいんですか。

**○森工業支援課長** この産業支援財団のような組織につきましては、これは国の中小企業政策の変更によりまして、各県1つ、そういうふうな財団、中小企業支援センターと呼んでおりますけれども、そういったものをつくりなさいということになっております。九州にも同じような財団がございまして、県職員の派遣状況を見ますと、宮崎県の場合、大体平均ぐらいかなと思っております。福岡県でございまして、2つの法人がございまして、38名県から派遣されております。そういうこともございまして、今ぐらいが適当かなというふうには思っているところでございます。

**○鳥飼委員** 2～3点お尋ねをいたします。中小企業の振興と産業支援といいますか、産業開発といいますか、そういうことで設立をされたということで、非常に宮崎県にとっては重要な役割といいますか、存在になっていると思っ



というのは、余り成果として見えてこないというのがあるんですね。ですから、県の事業でもそうですけれども、例えば事業概要というのをつくって、それはこういう目的でこういう事業をして、何名参加があって、どういう製品をつくりましたとかいうのがあると思うんですけれども、そこは何かつくっておられますか。

○森工業支援課長 産学官の共同研究であるとか研修であるとか、いろんなことをやっております。財団におかれましては、極力そういった成果が出た場合は、まずマスコミ等でいろいろ成果を出してくださいということにしております。それからあと、成果品といいますか、実績報告書につきましては、これは、ちょっと済みません。

○中武常務理事 実績の報告ということでございますけれども、啓発ということで私ども冊子とかをつくっております、そういう形で市町村とか各機関等にお配りしたりしております。それと、実績の具体的な発表等につきましては、今、工業支援課長が申しましたように、なるべくマスコミ等を活用いたしまして発表させていただくようにいたしております。それからあと、これは議会に対しましては、毎年の公社等の報告の中とか、そのあたりで発表させていただいているということでございます。

○鳥飼委員 要望しておきますけれども、そういう何か成果品なりをつくられたほうがいいんじゃないかと思うんですね。私はこの支援財団というのは、各県競争していると思うんですね。本当に重要な役割を果たしていると思いますので、そこだけに終わるんじゃなくて、こういうことをやっていますよということを、やっぱりもう少しPRしたほうがいいと思います。これは要望にしておきたいと思います。

それで、職員の派遣とかいうのを減少ということを出ておるんですけれども、こういういろんな新産業を興すなり、中小企業を支援する、振興を図るということについては、これは人なんです。お金ももちろん要りますけれども、人なんです。人がころころかわる、ころころと言ったら失礼ですけれども、2～3年でかわるとか、そういうことでは、我々は十分な役割が果たせないんじゃないかなという気がするわけです。そのために、一たん身分は、県庁職員を退職するんですよ、それで行かれるわけですから、非常に動きやすい形になっていろんなことをやっていただくということですから、そういうことを今後、試行していくべきではないか。確かにプロパーの方が5名とか書いてありますし、民間からも銀行から来たりとか、いろいろおられますけれども、そんなふうな感じがするんですけれども、その考え方についてお尋ねしたいと思います。

○森工業支援課長 ここに、後ろのほうに記載しております職員28名でございますけれども、これは常勤の職員ということで記載いたしております。実際の事業に当たりましては、これ以外に、例えば企業のOB、中小企業診断士、そういったアドバイザーであるとかコーディネーターであるとか、そういった方たちも一緒に入っております。したがって、民間のそういうふうなノウハウも活用し、あるいは県の行政施策と連携をとるために、県職員と連携しながら、県から派遣された職員とやりながら連携指導やっていくというふうなことで対応いたしているところでございます。それと、これまでこの財団につきましては、過去ずっとこのような中小企業振興の事業をやってきておりまして、財団内にそういった中小企業

振興を図るためのノウハウが一応蓄積されておりますので、そういったことも活用しながら、県職員、3年でかわるというふうなお話もございましたけれども、そういったノウハウと、それから民間企業の方との連携ということで実施をしていきたいというふうに考えております。

**○渡邊商工観光労働部長** 今、鳥飼委員がおっしゃいました人事異動の話なんですけど、やはり支援財団、今、現場を非常に回っておりまして、そのノウハウ蓄積というのは非常に持っているんですね。問題は、財団での異動期間の問題じゃなくて、私は、財団でいろいろ現場を知った方が今度は商工観光労働部のほうの本庁に戻ってくると、そして本庁でまたその現場を踏まえた企画立案をしていくというような、むしろ支援財団と、本庁であれば工業支援課とかいろいろあるわけがございますけれども、そことのつながりといいますか、そういう異動をやったほうがいいんじゃないかなと、今非常に問題意識を持っておりまして、せっかく財団に派遣して3年間現場を知って、これで別なセクションに行かれますと、それを生かすことができないということで、私は、そういう支援財団に派遣された職員がまた今度は本庁のほうに戻ってきて、そこでちょっと同じ系統のいわゆる仕事を今度は本庁という立場で仕事をやっていくという、そういうつながりといいますか、そういう形の異動形態というのが非常に好ましいんじゃないかと、今、問題意識を持っております。これはまた総務部とか人事当局とも議論をしていきたい、今そういうふうに思っています。

**○鳥飼委員** こういういろんな事業をやっておられる、それを展開していく。また新しい事業を予算化して、これを展開していく場合に、や

はり人が一番大事なんですね。私、以前に、島根県だったと思うんですけども、島根県の同じような支援財団を見に行っていたことがあって、テレビに出たときにある人が映ったんですけども、その人がずっとおられるんですね。そういう意味では、宮崎の場合も、確かに財団には優秀な人が行っていると思うんですよ。だから、この人は頑張っているなという人はたくさん行っているんです。それはそれで評価をしています。それが悪いと言っているわけじゃなくて、そういう事業展開をする場合は、特にこういう産業の振興とか中小企業の支援、やっぱり顔という、「部長、頼むわ」というような関係が会社の社長さんとかとできていくようなものも追及していくことが大事だということだけを申し上げておきたいと思います。ここで人事の論争をやると、私も1時間ぐらいはやらんと落ち着かんものですから、やりませんけれども、そういう気持ちを持っているということをお願いしたいと思います。

**○福田委員** 13ページの組織の見直しの状況なんですけど、この中に宮崎事務所、松橋の中小会館だと思っておりますが、あそこから工業技術センターの佐土原事務所に移転と書いてありますが、これは数年前、逆のことをやられたような記憶がするんですけど、その辺は私の記憶違いですか。

**○中武常務理事** 統合の件でございますけれども、この②のほうにございますように、商業支援センターの廃止はやった経緯がございますけれども、松橋のほうに持っていったという経緯はないというふうに思っているんですけども。

**○福田委員** 私の記憶違いだったらいいんですが、この支援財団関係で私は、今、私どもの会

派の県議をしています中野さんが部長をやめて行って、その組織が向こうに移ったような感じに持っていたものですから、それは私の記憶違いでよろしいですが。

そこでこの改革の問題であります、これはスーパーの用語であります、ワンストップショッピングならぬワンストップ相談ができる体制と書いてありますが、これは非常に大事なんですよね。これはどういうところにどういふぐあいにされるのか、ちょっと具体的に構想があれば話してほしいのですが、ワンストップ対応という。

**○中武常務理事** 私どもの組織の中には、コーディネーターとかプロジェクトマネジャーという相談に応じる職員を7名ほど置いております。それからあと、流通アドバイザーとか企業アドバイザーとかございまして、そういう方に対しまして、この箇所ですべてができるということをワンストップということで考えておるところでございます。

**○福田委員** そうじゃないんですよ。私が言っておるのは、市内に分散している事務所をワンストップ相談ができるように統廃合と書いてありますから、どういう構想ですかということをお聞きしたんですよ。

**○森工業支援課長** 宮崎事務所では、主に下請取引、それから設備貸与関係をやっておりました。それから、佐土原の事務所のほうで、新規創業であるとか新分野とか、そういうふうなことで、ちょっと分かれておりました。今回一緒になることによって、資金面の相談、そういったものも佐土原の事務所ですべてできるということでございます。それから、財団の役割といたしまして、当初の新規の企業であるとか新分野進出、途中の共同研究の支援、それから出口の

ほうの販路の支援、こういったところまで一貫してできる体制を整えているということでございます。それから、宮崎の事務所だけでなく、各地域にも出かけていきまして、相談にも応じているという状況でございます。

**○福田委員** それで、完全に一つの場所でワンストップ対応されるという意味じゃないんですね。従前として、事務所は2カ所ぐらい相談窓口ができるんですね。1カ所になるんですか。

**○森工業支援課長** 4月から1カ所でやっております。

**○福田委員** 佐土原1カ所ですか。

**○森工業支援課長** 佐土原1カ所でございます。

**○福田委員** 全体がね。

それからもう1つ、10ページ、先ほど十屋委員のほうから常勤役員等の問題がございましたが、これは県のOBだけじゃなくて、民間からの招聘もなされているということございました。そこでちょっと感じたんですが、ほかのいろんな財団等におきましては、県の職員OBが役員に就任されておりますから、役員が交代になるときの退任慰労金、退職金等については心配ないというきのうの説明でございました。ここについても同じように解釈してよろしいんですか。

**○森工業支援課長** 支給をしないということでやっております。

**○緒嶋委員** 県からの補助金というのが5億9,000万ぐらいあると。問題は、やっぱり産業活動が盛んになるためには、資金需要が活発にならないと地域の活性化にならんわけですね。そういう意味では、短期貸付、長期貸付の農工商ファンドとか20億とかあるわけですが、これは有効に資金需要という面では、宮崎県の産業

が今不況でありますので、なかなか資金需要も少ないわけですが、この動きというのはどういうふうになっておるんですか。

○中武常務理事 私どもの事務所におきましては、融資関係は取り扱っていないということでございまして、支援ファンド等は、いわゆる再生企業等に対する出資ですか、これをやったという形でございます。

○安田経営金融課長 委員お尋ねのいわゆる中小企業の資金需要につきましては、県の中小企業金融制度ということで、昨年来で言いますと、例えばセーフティネット等の融資につきましては、各金融機関と私ども県が連携いたしまして、必要な資金需要に対応しているところでございます。

○緒嶋委員 その資金需要の動きはどうかというわけですよ。

○安田経営金融課長 特に昨年来の厳しい経済状況が続きましたので、特に昨年12月以降、先ほど言いました国の緊急保証に対応した資金需要が大幅にふえてきております。特に昨年12月から、この緊急保証にかかわる融資が毎月60億から70億ぐらい、特に年度末の3月につきましては、97億ほどの緊急保証を行ったところでありまして、その後、年度が明けましても、大体40億程度の緊急保証が続いておりまして、引き続き中小企業・零細企業の資金需要は根強いということで、しっかりとした対応をしていきたいというふうに考えております。

○高橋委員 常勤役員の年収の関係でちょっといま一度確認したいんですけれども、先ほど21年度から2,000万ぐらい削減されたということですが、きのうも説明があった中でちょっと確認しなかったんですけれども、いわゆる基準ですよね、給与の基準は県庁職員の給

与表に照らしている、その分が21年度から変わったんだよというようなことをおっしゃっていましたが、なぜ、その根拠を教えてくださいということがまず1点あります。

○持原商工観光労働部次長 基本的な部分といたしましては、現役職員につきましては、60歳までは県庁における給与を保証するというのが基本的な考え方、そしてOB職員につきましては、県のほうで基準をつくっております、例えば部長級であれば540万程度、これは年収ベースでございますけれども、次長級でありますれば430万程度、課長級でありますれば400万程度、これをおおむねの基準といたしまして、関係団体等の財政状況等も勘案しながら、それぞれ決められておられるということでございます。

○高橋委員 これは公社によって人の配置というのは違うわけだから、いわゆるOBだったり現役だったりすることによって違ってきますよね。だから、一概に削減という分は見れないと思います。21年度から、例えばこの支援財団の場合には2,000万が削減になるわけでしょう。すると人がかわるということで理解していいんですか。

○森工業支援課長 産業支援財団で申しますと、まずこれまでは例えば副理事長が2名、それから常務理事が2名という、4名の常勤の役員がいたわけですがけれども、これを今回の公社等改革の中で副理事長職を1名に減らす、それから常務理事を1名に減らすということで、全体の人件費、常勤役員の人件費の削減に取り組んでおります。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ次に、機械技術振興協

会についての質疑をお願いいたします。

○河野哲也委員 執行部は公社等経営評価シートというのは持っているんですか。ちょっと基本的なことを確認したいんですけど、活動指標、それから財務指標というのが評価シートの中に位置づけられていますか、その目標値というのは、例えば19年度、結果が出たときに、20年度、21年度の見直しというのは、その19年度の時点でされるのか、そのまま3年間その目標値は設定しているのか、そのちょっと確認を。

○森工業支援課長 目標値につきましては、毎年度設定をいたしております。

○河野哲也委員 ということであると、先ほど鳥飼委員が具体的な事業の結果とかそういうことがわかるようにというのがあったんですけども、これについては、20年度の結果が先ほど載っていたんですけど、例えば活動指標を見ますと、指導実施件数ということで、技術指導の年間実施件数、20年度の目標値は240に対して結果120という、これはそれでよろしいんでしょうか。16ページに事業実績というので、そういう見方でよろしいんでしょうか。同じく活動指標の③番の試料数は目標値130なんですけれども、実際は283という成果が上がっているという、これは数値はそれでよろしいんでしょうか。

○森工業支援課長 この16ページに記載してありますこの数字が実績値として経営評価シートのほうに上がるということでございます。

○河野哲也委員 ということは、やっぱり評価シートであるので、指標になるものですから、この目標値の設定が、今回だけかもしれないんですけど、指定管理者に移行されて、きっと目標値の見方というのがそれぞれあったかもしれ

ないですけど、ちょっとかけ離れた部分があるということで、指標の目標値の設定の仕方というのをもうちょっとしっかりとやっていかないと、評価シートにならないというか、それをちょっと感じたので、意見です。

○十屋委員 以前も調査させていただいたときに、先ほどの評価シートにも関係するんですが、今後の組織のあり方として、ここの自己評価の中にもありますけれども、県北地域のシステム設計とか、そこあたりをきちんとこれから技術を身につけて生かしていくことが、県北なり県全体の工業界の発展につながるのではないかと、この課題がなかなか解決できないということであるんですが、そういう面において、改革工程、活動内容、財務内容、組織運営、先ほど目標値のいろんなすばらしい技術の伝承とかやられていることは十分評価していますが、課題解決に向けて、組織体制とか改革の中で、このセンターが今後取り組んでいく大きな目標でもあると思うんですね、これが。そのあたりは、どういうふうに関この組織改革の中で出されていこうとするのか。新たな人的なものを配置するのか、外部から民間の力をかりて、そういうシステムとか設計の勉強を、セミナーでも何でもいいんですけども、やっていこうとされるのか、そのあたりの考え方をちょっと聞かせていただけますか。

○森工業支援課長 県北の機械金属工業界の発展、これは県の中小企業政策、我々としても非常に重要なテーマだと思っておりますし、ですから、この協会だけでやるという問題ではなくて、県の行政の中でどういうふうに行っていたらいいのかというふうなことをまず考えるべきだというふうに考えております。そういったことで、センターにつきましては公の施設とい

うことをございますので、まずこのセンターの設備機能を充実させる必要があるだろうということで、ことしの6月補正の中で、まず機器を整備しようということで、約7,000万ほどですか、新しく機械を入れるということにいたしております。その際につきましましては、やはりこういうもののシステム設計、これが課題でございますので、そういうふうなものが活用できるような機器をまず入れたいというのが一つございます。それから、この問題につきましましては、県北の工業界ともいろいろ話をしております。したがって、ことしの21年4月からの指定管理者の導入に当たりましては、そういった視点も入れて審査をしたところをございまして、協会のほうで、そういうシステム研究の、機械設計の研究会を立ち上げるというふうな提案もございましたので、そういう方向でやっというふうにございます。

**○徳重委員** 県北の皆さん方で、県と県北の延岡、日向、門川で出資されていることですから、申し上げにくいんですけども、こういう新しい技術、機械等を入れて試験研究することになりますと、非常に県内の関心もそれぞれ、中小企業、零細企業で一生懸命やっというふうな人、何とかこの試験を自分たちもやっというふうな人、地元ではどうにもならない、県央、県南、その地域の皆さん方から依頼をされたときに、試験依頼等があったときに、受け入れはできるものでしょうか。

**○森工業支援課長** 県全体につきましましては、県の工業技術センター、こちらのほうでほとんどのものが対応できるようになっております。一部、県北の機械金属工業の実態に応じてセンターを整備してございまして、ですから、センターの利用者につきましましては、県北の方が8割から

9割という状況でございます。県南・県西地区の方につきましては、県の工業技術センターのほうで対応していくということで今やっております。

**○武井副委員長** お伺いします。以前にも一回ちょっと類似のことは委員会で伺ったことがあるんですが、この財団の指定管理についてお伺いをいたしたいと思うんです。指定管理者になっているということで、この機械技術センターの指定管理になっているわけなんです、実際にこのセンターが延岡市の鐵工団地に所在するんですが、この財団は、理事長が延岡市長で、副理事長が鐵工団地の理事長ということで、県の職員の方なんかがいらっしゃるわけです。すなわち、実質的には指定管理ということで公募をするという形でやっというふうな形ですが、実質的にはここしかほぼとれないといひますか、実質的に指定管理として公平・公正な競争というのが、見る限り非常に無理があるなということも感じるんですが、そもそもこういったものが指定管理になじむのかということも含めて、指定管理の状況がどういふふうな形で選ばれたのかということについてお聞かせいただきたいと思ひます。

**○森工業支援課長** 指定管理者になじむ団体であるかどうか、これにつきましては、県民政策部のほうでそういう基準をつくりまして、その基準にのっというふうな形で協会が選ばれたということをございます。ただ、今回の指定管理者の導入によりまして、もともとがこれはセンターを運営するという目的でつくられた協会ではございすけれども、指定管理者を導入することによりまして、サービスの向上が図られたとか、あるいは経費の削減が行われたと、そういう一定の効果はあつたというふうにございます。

で、一概に指定管理者でなくてもということではなくて、指定管理者を導入することによって、それなりの効果はあったなというふうに思っております。ただ、特殊な管理でございますので、そういった意味では、なかなか協会以外に手を挙げるところがない、そういうふうな現状にはあると思います。それから、先ほど県民政策部と申しましたが、総務部でございます。失礼いたしました。

○武井副委員長 おっしゃることはよくわかるんですが、では実質的に21年の指定管理のときというのは、どういった、つまり、そもそも公募ですが、一応オフィシャルには公募するわけですが、実質的にはここしかエントリーがなかったということでもよろしいんですか。

○森工業支援課長 1者でございます。

○武井副委員長 すなわち、実質的には、この組織とかを見る限りにおいても、多分ここしか応募のしようがないような感じではないかというふうに感じるんですが、例えばここが今後、指定管理ですからいずれ期限が来て、また次の公募なんかもある時期があると思うんですが、実質的にほかのところはここをとり得る可能性というのはあるのか。ないのであれば、オフィシャルに公募するといっても、ほとんど意味を実質なきないのではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○森工業支援課長 まず、第1回目の応募のときに、ある民間企業が少し動いたという状況がございます。それから、2回目のときも、企業がほかの延岡の鐵工団地あたりと組んでやれないかというふうな動きがあったということはお聞きしておりますけれども、応募にまでは至っていないということでございますので、全くほかに今後応募がないということにはならないの

かなとは思っております。

○武井副委員長 わかりました。答弁は結構ですが、指定管理ということで公に公募する以上は、そういった意味で、ほかのところもより入りやすい環境というのは、配慮のほうをお願いしたいと思います。以上です。

○丸山委員長 この協会ができたのが約30年前になっておりまして、その当時は恐らく分権型社会ではなかったものですから、今は地方分権ということで、かなり延岡市等も地方分権でやられているというふうに感じているものですから、このままずっと県のほうでやっていくのか。特に理事長も延岡市長がやられているとなると、かなり一本立ちしてもいい時代に少しずつ移行していかないといけないのではないかとこのように思っているんですが、その辺の考え方をちょっとお伺いしたいと思っております。

○森工業支援課長 まず、公の施設であります機械技術センター、これの運営ということでございますので、機械技術センターを今後どうしていくのかというのがまず一つあると思います。これにつきましては、私どもといたしましては、今、県北の地域経済を図る上においては、非常に重要な施設であるというふうな観点でございますので、今回も機械設備も導入するというようなことでございますので、引き続き適正に運営して、県北経済の活性化に寄与していきたいというふうに考えております。それから、このセンターを運営する協会でございます。これにつきましては、設立当初の経緯がございます。県、それから地元が一体となって、あるいは地元の企業も含めて運営をしていくという経緯もございますので、私どもといたしましては、それを尊重しながら、適切な運営でやっていきたいというふうに考えているところ

でございます。

**○丸山委員長** 要望になりますけれども、やはり設立年度もかなり古くなってきておりますので、いずれちゃんと地元の市町と協議をしていただいて、今後のあり方については、もうちょっと突っ込んだ議論をしていただいて、やはり工業振興というのは重要なことですので、地元のニーズに合ったような形でどんどん今進んでいると思っていますし、市町村分権ということもありますので、そういった視点も今後は考えていただければありがたいかなというふうに思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山委員長** なければ次に、宮崎県物産振興センターについて質疑をお願いいたします。

**○福田委員** 超優良の社団法人ですから、特別に意見というのはないんですが、教えていただきたい。これはまず、かつて県産品販売株式会社というのがありましたよね、清算しましたけど、これとの関係は全然なかったんですか。

**○野村常務理事** この物産振興センターが平成10年4月1日にできておりますが、それは従前、社団法人宮崎県物産振興協会というのと宮崎県産品販売株式会社というのがありまして、それが統合しております。その宮崎県産品販売株式会社というのは、どちらかというところと新商品開発をしたり研究機関的なものを担っておりました。それから宮崎県物産振興協会は、いわゆるアンテナショップというところを担っておって、それぞれ似たところがあったものですから、もう一緒にしたほうがいいんじゃないかということで統合した経緯があります。

**○福田委員** 統合されて成功されたい事例だと考えておりますが、そこで、24ページの収支

計算書を見ますと、財団、社団等において、資料の中で法人税、住民税という項目を見るのは珍しいんですが、やっぱりかなり好調なことであるし、収益事業ですから、課税があるのかなと考えておるのでございますが、これは先ほどの説明の中で、販売会計と一般会計がございましたが、その辺から区分がなされているんですか、非収益事業と収益事業ということで。

**○野村常務理事** 一般会計のほうは、管理部門というふうに考えております。いわゆる商品の開発指導をしたりとか、あるいは物産展を開催したりとか、そういう販路開拓部分というのを主に担っております。それから、販売のほうは、アンテナショップを運営しているということで、いわゆる現場の販売部分というふうに理解しております。

**○福田委員** 私の質問の内容が、聞き方が悪かったんでしょうが、この社団においても、現時点で課税部門と非課税部門との区分けがなされておりますかということを知りたいんです。好調な組織ですから。

**○野村常務理事** 課税部分と非課税というのは、いわゆる収益が上がれば当然課税されるわけでございますが、一般会計のほうでも、法人税、住民税等は発生しております。それから、販売事業のほうでは、販売収入から、いわゆる預かって委託を受けて販売しているわけで、その中の物産振興センターの取り分というのは、一般的には25%手数料をいただいているわけですが、その手数料から、全体的な販売事業の経費、いわゆる売店による人件費、それから消耗品等も含めて、それぞれそれを差し引いて残ったのが収益になるわけですが、それについては当然事業会計ということで、法人税の対象になってきます。



○**福田委員** ありがとうございます。それから、非常に好調な組織でありますから、興味を持っているんですが、新宿のKONNE、それから県の物産館、あれはもちろん家賃がかかるんですが、これはどの項目で出てくるんですか。例えば新宿のKONNEの年間のいわゆる借地料、建物は県有地かもしれませんが、それをちょっと知りたいんです。

○**吉田商業支援課長** 新宿KONNEにつきましては、家賃ということで払っておりますが、これは県のほうで負担をしております。ですから、この物産振興センターの収支計算書には上がってこないという形になります。

○**福田委員** そうしますと、県のほうで幾らお支払いになっているんですか。KONNEの借地料等の支払いは。

○**吉田商業支援課長** 県からKONNEの使用料として5,568万1,000円を支払っております。小田急というところがそのビルを持っているんですけれども、そちらに支払いをしております。

○**福田委員** 県が小田急から5,000数百万円でお借りになっていると。それに対する、物産振興センターはどれくらいの御負担をなさっているんですか。

○**吉田商業支援課長** KONNEからは、倉庫借り上げ料と事務費ということで、倉庫借り上げ料で126万円、それから事務費としまして、光熱費等もありますので、この辺を合わせまして……。

○**野村常務理事** KONNEの賃借料についても、年間375万7,000円を20年度は負担しておりますが、これはその中に事務部門が入るものですから、販売と事務部門の占める比率を案分を出しまして、全体のKONNE館の借り上げ料

の中の、いわゆる東京支部という一般管理部門が占めているところの割合が375万7,000円ということで費用負担をしておりますが、そして倉庫を持っておりますので、倉庫についても62万4,000円ということで出しております。そういうことで、本体は県のほうが負担しますが、物産振興センターの東京支部の事務方が入るスペースについては、センターで負担をしております。

○**福田委員** 非常に細かいことになりますが、2,000数百万円、これは法人税、住民税合わせてですから、法人税相当分が幾らか私もわかりませんが、そうなりますと、やっぱり課税ですから、ある程度、実態に近い収益が出ていますから、実態に近い家賃を県にお支払いになったほうが節税になるんじゃないかということ、私の考えからちょっと感じました。この収支計算書からですね。これが1点。

それからもう1つ、これも非常に大事なことに取り組まれて感心しているんですが、産業貿易振興協会、かつて私は本会議で、名前は非常に立派でいいがと、しかし、仕事の実態がないということをお尋ねしたときに、時の商工観光労働部長は余り乗り気じゃなかったんですが、今回合併をされまして、いよいよ県産品の国内外への販売に取り組まれると。非常に私はこれはいいと思います。ちょっと九州島内からしますと、2番手、3番手になってきましたから、相当力を入れて早くかからないと、この本体がいううちに、私は福岡あたりに先行されていると思っているんですよ。実は私は、もう宮崎がやらなければ福岡のほうに、九州の道州制をにらんで参加したほうがいいのかということで、経済団体の皆さんとも話しておったんですが、今回本腰を入れて取り組んでいただくこ

とになれば、私はこれは非常に望ましいことだと考えますが、その辺はどうか。早期にやられるんですか。

○吉田商業支援課長 おっしゃるとおり、輸出に力を入れるということは非常に重要なことでございまして、私どもとしては、昨年度、東アジア販路拡大戦略というものを立ち上げまして、東アジアへの県産品の一層の販路拡大を図るということで考えておりまして、この両団体が合併したことによりまして、もっと大きな展開ができるのではないかとこのように考えておるところでございまして。

○福田委員 期待をしております。10月1日は合併の期日ですから、内容の充実をすぐにやってください。以上です。

○鳥飼委員 何点か。2月にKONNEに行ってきました。館長さんとかいろいろお話をしてきたら、非常にキャリアを感じました。高島屋で責任者をしておられたということのようではありますが、それで、先ほど財団のときに申し上げた意味は、ああいう方がやはり欲しいなということなんですね。そこで、今、知事の営業部長的な役割が、一生懸命やっていただいたおかげで、かなり収入が上がっているということで、これはこれで望ましいことなんです。県の補助をカットするというところでございましてけれども、24ページの収入、支出を見ますと、人件費が2億1,400万ということなんです。県からの出向の方もかなり多いわけで、県の保障をしていけば、それなりの支出も当然要るだろうと思うんですけれども、今まで考えてみれば、その分を県が補助金として出していたのかなというふうに見えないわけでもないわけで、私どもがKONNE、振興センターの中身まで口を突っ込むのはどうかと思うんですけれども、

職員、職員の状況欄では、例えばプロパーの方が3人とかおられるわけですが、中の方の待遇、非常に経営状況がよくなったと、待遇改善もされたのかなというような感じもしたんですが、その辺はいかがでございまして。

○野村常務理事 職員の待遇改善についてのことだと思っておりますが、東京については、特に館長とも協議しながら、やはり現在の職員の確保については非常に難しいところがありまして、この東京の34名というのも、パートタイムというのが主体でありまして、例えば2時間だけ働くとか3時間だけとか4時間とかというのがおありまして、フルタイムというのは、これで10人もいないような状況でございまして、ほとんどショートタイムと申しますか、そういうことで、案外一定していないとか、すぐやめるということで、その確保については、やはり他の賃金との差というのが大きいのかなというのもあるというような話を聞いておるものですから、その辺については、東京の状況を十分配慮しながら、決めさせてもらっているところでございます。

○鳥飼委員 東京の話はどうでもいいんですけど言ったら語弊がありますけれども、確かにそういうことを言っておられました。短時間の、特に夜間のパートさんを見つけるのに苦労していますと言っておられましたので、そこはそこで必要な手当ををしっかりやっていただきたい。それから、本題でありますこのところを、特に要りませんが、しっかり考えてあげてください。せっかく今、こういうふうにして収入も非常に上がっておるわけですから、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点だけ、24ページ、収支計算書で会費収入というのがございまして。この振興センター

自体は、いわゆる県がどうこうということではないんじゃないかなと思ってまして、私も本会議でTシャツの件で取り上げましたけれども、何でそんなことまで県が口を出すんだというふうに思ったものですから、それは厳しく申し上げました。それはそうなんですけれども、会費の収入、実質的には山形屋の社長さんが会長をしておられるとかいうふうに聞いておったんですけれども、この会費の収入の内訳、会員がどの程度でどういう人たちが会員になっておられるのか。それから、販売手数料というのが上がっておりますけれども、これの事業種別、簡単に結構です。時間がありませんので、これをちょっとお尋ねしたいと思います。

**○野村常務理事** 会費は、私どものセンター、会員が1種会員から4種会員ということで分かれておりまして、食品、酒類、工芸とかいうのが1種、2種がサービス業、3種が商工会とか、それから4種が市町村ということですが、会員はそれぞれ一口2万円ということで、これは年額でございまして、会費をいただいておりますということでございます。その会費の内訳ということで御質問でしたが、1種会員の収入としては約900万、2種会員としては170万ちょっと、3種会員で204万、それから4種会員の市町村が280万ということで、合わせて1,500万ちょっとということになります。そういう年間規定された2万円ということで出しておるのがそういうことになります。

販売手数料はいろいろありまして、例えば物産展に出た場合は15%、それから物産振興センターなり東京のKONNE館では原則25%ということで、従前は食料品関係が25で工芸が28とかいうのがありましたけれども、宮崎の物産館でもそれを統合して25%というような取り扱い

にしております。また、外に出たときの工芸の取り扱いについては、また別に詳細な手数料を設けておりまして、それから物産展の小口ですね、いろいろ出たときに、物産振興センターが主催しているわけじゃないんですが、口座を一本にしてくれという他県のデパート等からの要請がある関係で、物産振興センターの口座に入る場合には、いわゆる3%手数料をいただいているというようなことでございまして、いろいろ細かに細分化されている状況にあります。

**○井上委員** 非常に物産センターというのは頑張っておられるとは思いますが、1点だけちょっと教えていただきたいのは、私としては物すごく大好きなのが、道の駅の販売所であったりとか、宮崎県内の地域の中にある地場産品売り場なんですよ。そこの連携というのはどんなふうにとっておられるのか。販路拡大と言われるときの商品開発も含めてそうなんですけれども、そこのネットワークというのはどんなふうにとられているのか、そこを教えてください。

**○野村常務理事** 実は私どものセンターは、いわゆるアンテナショップといいますか、会員が商品、つくったものを展示販売するということがアンテナショップでの一つの役割でございまして、それともう1つは、物産振興センターで市町村の特産の掘り起こしとか販路拡大といった面については、県外における物産展もありますが、あるいは宮崎物産館の周囲を活用した販売というものに努めているわけですが、それについても、原則は私ども物産センターの会員であることということになっているわけで、そういう中で、市町村と絡み合いとしては、市町村の物産なり観光なんかと一緒にやろうということで、今年の夏、例えば40数カ所指定しまし

て、観光地を回って物産館に、4カ所でしたか、回れば、それで応募資格を得て、宮崎県の特産品を当てるとか、あるいは物産館に来て4,000円以上買ったらということで、そういう市町村と連動するというのを、物産展における観光展と物産展というのを一体化したり、あるいは物産館の周りでやったり、東京のKONNEでは、市町村が東京に出張ってきて農林水産物をそこで販売するというような取り組みも行っております。そういった形で、東京のKONNE、宮崎の物産館を、市町村の特産品の販路拡大の場に使っていただきたいということで、連携しているところでございます。

○丸山委員長 ほかにありませんか。なければ次に、公園協会のほうに移ります。質疑のある方はよろしくお願ひします。

○鳥飼委員 なければ、ちょっとお尋ねしてみたいと思いますが、いろんな事業を今されて、ホテル事業というか、あれから撤退するような形になって、かなりいろんな事業で頑張っておられるなというふうに思うんですが、それに移行する段階で、かなり合理化というのがやられたということなんですけれども、職員の解雇は何名程度やられていますか。

○金谷理事長 職員が臨時等も入れて225名おりました。正直に申しまして、17年度で一たん全員やめていただきました。そして、再雇用された方は62名、新たに雇った人も2名ほどおりますけれども、そういうような状況でございます。

○鳥飼委員 再確認しますが、225名で62名と言われましたか。ちょっと聞こえなかったんですけども、済みません。

○金谷理事長 そうでございます。

○鳥飼委員 いろんな非常勤なりそういう方も

含めてだろうというふうに思うんですけれども、本部といいますか、ホテル事業におられた方も、いわゆる常勤として働いておられた方もいるんですけれども、私も相談を受けて、今でも職がないというような状況もあるんですよ。だから、これは県の観光推進課のことになると思うんですけれども、後沢さんに言っても私知りませんわということになるかもしれませんけれども、雇用の確保ということでは、ある程度、後の責任を持ってもらいたいなという思いがあるんですね。そういう引き継ぎは受けてませんね。

○後沢観光推進課長 引き継ぎという形じゃないですけれども、当時の状況については私も聞いています。当時も225名の方に一応退職いただいたということなんですけれども、県としても、新たな指定管理者への再雇用ですとか、関係団体への紹介ですとか、協力の要請などの再就職に向けた努力をしてきたというふうに聞いております。

○鳥飼委員 余りしていないからまだ苦しんでいる人がおるわけで、慎重にやってもらいたいなというのがあるんですが、もう1点だけ、34ページに貸借対照表がありまして、未払金2,600万というのが精算払いで翌年というような御説明があったんですが、これは県費の分なんでしょうか。そのほかにも指定管理などいろいろ受けておられるのがあるんですけれども、これはどこの部分の未払金……、これは公園協会が未払いになっているということですか。

○金谷理事長 そうです。未払金は、実は21年3月分の時間外とか社会保険料の自己負担分等でございます。

○鳥飼委員 わかりました。失礼しました。

○武井副委員長 1点お伺ひします。公園協会

さん、自主事業、指定管理も県だけではなくて、宮崎市なんかからもいろいろ受けていらっしゃるんですが、こうやって見ますと、組織としてそういうニーズを減らしたということはあるにせよ、十分自走できるような状況にあるのではないかと思うんですが、平たく言いますと、県から50万円の出資があるんですが、例えばこの県からの出資を県にお返しして株式会社なりになっても、十分立ち行くんじゃないかと思うんですが、そういった意味で、県とここまですべていろいろなさっている状況の中で、かかわっている必要性についてはどの辺にあるのかなというのを伺いたいと思います。

**○金谷理事長** 実は公社等改革で当初は、今の公益法人の改革とは別に当初あったのは、公益法人に、50%以上ですが、なるのは、そのまま公社、公益法人に残りなさい、そうでなかったら一般企業に移りなさい、もしくは廃業しなさいという3つしかなかったんです。正直申し上げて、私が17年に来ましたが、当初は株式化というものを考えておりました。それでずっと進んでいたんですが、そこでちょっとネックになりましたのが、実は仮に株式化をするにしても、財団法人から株式には直接変わらないんです。だから、事業譲渡等をして会社を新たに興して、事業譲渡をして会社を興す、そこにすべての財産を移すというつもりでいたんですが、基本的にそれをやるとしたときに、剰余金等がありますが、それはやはり県に返すのが筋であるということなんです。そして、正直申し上げて運転資金が何もないですね。それで民営化をやれというのは、これは不可能なんです。それで、正直言ってだめ、これはまだ今度調査しようと思っているんですが、東京都はそういう剰余金は一たん都に返して、

同額を補助金でやっておるんです。それで運営をなささい、そのかわり、あとは皆さんの努力でやりなさいよ、私はそれだったら納得するんですが、それを返して運営しろと言われてたら、とてもじゃないけれども、私、その170名首を切ったんですよ。正直言って泣くような気持ちなんです。それで、雇用の継続が一番だということをやりました。だから、うちは今、退職給与引当金は上げておりませんが、中小企業退職金共済制度しか積んでおりません。これは定年まで勤めたって1,000万を超えるような金額じゃないです。ただ、なぜそれを今までやっていたかというのは、結局安定的に事業がとれるというものではないんです。うちのものは今までは、昔はみんな県から税金でもらっておりましたが、みんな競争入札という形になっています。安定的なやつがないのに、そういう最初から絵にかいたもちの退職給与というものを書いたって意味がないということで、現在はやっておりません。ただ、これはことしの話ですけども、市のほうが3つ指定管理をよけいいただきました。これは、萩の台公園等でそういう実績を積んで、公園協会に任せたら大丈夫だという私は自負を持っております。県のほうも1ついただいております。市のほうの指定管理期間は大体5年です。県はまだ3年ですけども、5年という形になっています。ということは、ある程度、将来を見据えた経営ができるということで、そういう退職給与規程等もある程度復活させて、やはり雇っておられる方々は、意欲ある、モチベーションが保てるようなものに持っていきたいというふうには考えております。ちょっと余談なことを話しましたが、以上でございます。

**○武井副委員長** よくわかりました。ありがと

うございました。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ、以上で商工観光労働部の概要説明を終わります。

商工観光労働部の皆さんは退席いただいて結構でございます。

暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩

---

午後1時1分再開

○丸山委員長 委員会を再開します。

警察本部及び所管法人からの参考人においていただいております。

私は、この特別委員会の委員長の丸山です。どうかよろしく願いいたします。

委員の紹介につきましては、時間の制約もございませぬので、お手元の配席表にかえさせていただきます。

また、警察本部及び参考人の皆様の紹介につきましても、資料に出席者名簿を記載していただいておりますので、省略して結構でございます。

本日は、警察本部所管の公社等のうち、当委員会が選定しました公社等について、その現状等に関する説明をお願いします。

それでは、よろしく願いいたします。

○根本警務部長 今月の3日付で、警察庁警備局警備課から宮崎県警務部長に着任いたしました根本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長を初め各委員の皆様におかれては、日ごろから警察業務の各般にわたりまして、格別な御理解と御協力を賜っておりまして、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

本日は、当委員会から御指示がありました、宮崎県公安委員会が所管する交通安全協会、それから自家用自動車協会、それぞれの現状につきまして、お手元の資料に基づいて交通部長から御説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○中原交通部長 それでは、お配りしております資料に基づきまして、簡単に御説明をいたします。

まず、財団法人宮崎県交通安全協会につきまして御説明をいたします。

資料の1ページをお開きください。設立等についてであります。

財団法人宮崎県交通安全協会は、その(1)に書いてあります目的をもって、昭和46年12月6日、財団法人として宮崎県知事の認可を受け、設立されております。説明の都合上、以下は、財団法人宮崎県交通安全協会と言うとちょっと長いものですから、県安協という呼称で説明を進めさせていただきます。県安協は、財団法人全日本交通安全協会や九州交通安全協会との連携のもと、県内13地区の交通安全協会のかなめとして、各種交通安全活動を行っております。

次に、県安協の基本財産でございますけれども、資料(3)にございますように、200万でございます。設立時に県からの財政の支援は受けておりません。

平成20年度の収入決算額は7億7,841万9,398円で、県からの補助金などとしては、補助金1億5,466万、委託費2億5,851万7,180円、計4億1,317万7,180円で、県の財政支出割合は53.1%であります。支出決算額につきましては、お手元の資料記載のとおりでございます。

県安協の財源は、県の補助金及び委託費と、

交通安全協会費と不動産賃貸収入等でございます。交通安全協会費は、運転免許センターや各地区協会の窓口におきまして、会員から一律2,000円を会費としていただいております。近年の会員減少によりまして、平成20年度の会費収入額は、平成16年度と比較いたしますと、ほぼ半減という状況になっております。不動産賃貸収入は、県安協の所有地を民間自動車学校に賃貸しており、その賃貸料と伺っております。

次に、2ページをごらんいただきたいと思っております。組織についてであります。

組織につきましては、本年7月1日現在、会長以下役員23名、職員114名の計137名でございます。役員報酬は無報酬でございます。23名の役員のうち1名、114名の職員のうち37名が県職員OBとなっておりますが、専務理事は事務局長を兼務しておりまして、ダブっておりますので、県職員OBは、職員114名のうち37名というのと同数でございます。37名の内訳は、元警察官32名、元警察事務職員5名で、OBの占める割合は32.5%であります。

次に、体制でございますが、体制につきましては、3部8課で構成されております。

次に、3ページをごらんいただきたいと思っております。業務の概要についてであります。

業務の概要につきましては、平成20年度に県から補助金として、交通安全指導員1億5,011万3,000円、交通安全協力隊111万9,000円、高齢歩行者交通安全教育342万8,000円が支出されており、対前年比マイナス333万1,000円、率にいたしまして2.1%のマイナスということでございます。交通安全指導員は、昭和42年8月1日に婦人交通指導員として発足し、主に幼児から高齢者に至る各階層を対象とした交通安全教室や

交通安全広報啓発活動に取り組んでおります。また、交通安全協力隊は、昭和45年4月1日に創立され、交通安全思想の普及活動の一環として、民間協力者の自家用車に拡声器を取りつけ、その運行時に他の運転者に対して交通安全を呼びかける活動を行っております。先日の夏の交通安全県民総ぐるみ運動出発式におきましても、車両隊として参加をしておるところでございます。高齢歩行者交通安全教育は、パソコンとプロジェクターを活用し、高齢者を対象に道路横断の危険性について模擬体験をしていただくシステムでございます。

平成20年度の委託業務といたしまして、運転免許証更新時講習業務として1億944万6,000円など、計2億5,851万6,000円が支出されており、対前年比マイナス213万6,000円、率にいたしまして0.8%の減少ということになっております。委託業務のうち番号4の道路使用許可調査業務以外は一般競争入札へ移行することとなり、既に番号3の安全運転管理者講習は、本年度、一般競争入札で民間自動車学校が落札しております。

平成20年度の主な事業実績を4ページに記載しておりますが、当該実績は、設立以来、毎年ほぼ同様の実績を積み重ねているところであります。県安協は、子供から高齢者の各階層に対し、交通安全の啓発活動に取り組んでおり、宮崎県交通安全対策推進本部、または県警察の担うべき交通安全教育の大半を引き受けていただいております。

次に、4の財務状況についてであります。

財務状況につきましては、別添の収支計算総括表等をごらんいただきたいと思っております。一番後ろに別添ということについておと思っておりますが、ここに記載しておるところでございます。

次に、5の公社等改革の状況についてであります。

まず、公益法人改革に伴う収益業務の見直しにより、宮崎県自動車学校の経営を宮崎梅田学園株式会社に譲渡しております。これは、民間企業が行う事業と類似する業務は、法人の業務になじまないとの指導のもとに譲渡されたものであります。

さらに、給与の各規定を改定し、新給料表を制定し、昇給ペースを下方修正するとともに、定期昇給も財政状況によっては見送る旨を定めております。扶養手当や通勤手当も支給幅や支給金額を下方修正し、賞与は、業績及び財政状況次第で支給を検討する旨規定したところにより、支給がない場合も想定されております。また、退職金も原則支給しない旨規定されております。

以上、財団法人宮崎県交通安全協会についての説明を終わらせていただきます。

次に、宮崎県自家用自動車協会につきまして御説明をいたします。

お手元の資料1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、宮崎県自家用自動車協会の設立についてであります。昭和30年12月、運輸大臣認可による社団法人として設立され、その後、平成3年8月に、九州運輸局長並びに宮崎県知事認可の共管法人として新たに発足、現在に至っております。

組織につきましては、本年7月1日現在、会長以下役員11名、職員50名の計61名となっており、11名の役員のうち常勤1名と非常勤2名、50名の職員のうち6名が県職員OBとなっており、合わせて9名の県職員OBが勤務しております。率にいたしますと14.8%でございます。

す。

次に、2ページをお開きください。

宮崎県自家用自動車協会の事業の概要であります。平成20年度、県からの財政支出として、自動車保管場所現地調査業務委託料7,292万4,280円を支出しております。これは、自動車保管場所現地調査1件当たり1,220円の単価契約で、処理件数5万9,774件の実績に基づき支出されたものであります。自動車保管場所現地調査業務というのは、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に基づく自動車の保管場所証明の現地調査で、自動車の保管場所が実際に車庫として適切か否かを現地調査し、その結果を所轄の警察署長へ報告する業務であります。

また、自動車保管場所データ入力等業務委託料として1,683万9,520円を支出しております。これは、自動車保管場所データ入力1件当たりにつき205円の単価契約で、入力処理件数8万2,144件の実績に基づき支出したものであります。自動車保管場所データ入力等業務というのは、自動車の保管場所証明申請、保管場所届け出、現地調査結果報告などのデータを保管場所管理システムに登録し、保管場所標章を作成する業務であります。

そのほか協会の事業といたしまして、自動車共済保険業務、宮崎県収入証紙の売りさばき業務、自動車税の自主納税推進業務などを行っております。さらに、設立の目的であります交通安全と運輸秩序確保のための活動として、交通安全運動などの期間中、街頭キャンペーンに積極的に参加し、交通安全思想の普及高揚に努める活動などを行っております。

次に、財務の状況であります。別添資料1の貸借対照表のとおり、資産につきましては3,541万5,333円、負債につきましては1,344



万8,338円となっており、正味財産は2,196万6,995円となっております。

平成20年度の収支につきましては、別添資料2の収支計算書のとおり、収入が1億4,525万1,391円、支出も同じでございます、1億4,525万1,391円となっており、その内訳につきましては、収支計算書に記載のとおりでございます。

最後に、公社等改革の状況であります。県の委託業務である自動車保管場所現地調査及び自動車保管場所データ入力等業務につきましては、平成18年度までは随意契約で宮崎県家用自動車協会に委託しておりましたが、平成19年度からは一般競争入札を実施しております。

県の財政支出額（委託料）につきましては、自動車保管場所証明申請件数等の減少に伴いまして、3ページの下段のほうにあります県の財政支出額の推移のとおり、平成18年度以降、年々減少している状況でございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

**○丸山委員長** 説明は終わりました。質疑等がございましたら発言をお願いします。なお、1法人ずつ質疑を進めたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

まず、交通安全協会について質疑をお願いいたします。

**○高橋委員** 交通安全協会費の会員減少をおっしゃっていましたが、平成16年から半減とおっしゃっていました。運転免許取得者というのは、ここ何年か変わっていないと思うので、その差というのはどのくらいあるんですか。運転免許を取得すれば当然、任意でしょうけれども、会員になってほしいわけで、その差というのを教えていただけませんか。

**○柄本専務理事** 会費の関係でございますけれども、平成15年が加入率66.8%、これは免許更新をされた方のうち加入していただいた方が全体の66.8%、加入率がございました。昨年、平成20年では40.8%まで落ちております。金額にいたしますと、約3,000万ほど減収という状況でございます。

**○高橋委員** 今の説明は、15年に更新した人のいわゆる会員になったかどうかの数字でしょうか、私がお尋ねしたやつとはまたちょっと違うと思うんですね。実態、いわゆる免許を持っている方の実数は何人いて、そのうち何人が会員になっているよということをお尋ねしたんですけれども、データがなければいいですが、続けますよ。もしわかりましたらまた後ほど教えていただきますが、収支計算書総括表という会費収入1,114万800円、ちょっと見るところが間違っていれば教えていただきたい。3,000万も減収で、ちょっと数字にびっくりしたんですね。今この総括表で見ると、1,114万しか会費収入はないから、とんでもない数字が反映しているなと思いますが、ちょっと教えてください。

**○柄本専務理事** この収支計算書に計上しております約1,100万、これは県協会に入った会費収入でございます。地区協会でも会費をいただいておりますので、私が先ほど申し上げた金額は、県全体の会費収入の減少を申し上げた額でございます。県協会の約1,100万の会費収入は、地区協会に会員として2,000円納入していただきますけれども、そのうち1人50円県協会のほうにいただくとか、あるいは一般のドライバーの方ではなくて、いわゆる特別会員とか賛助会員の方々からの会費収入、これが県協会に約1,100万、20年度は収入として上がっておると

いうことでございます。

○高橋委員 賛助会員とかもあるのであればまた、ちょっとそこは置いておいても、安全協会の会費というのが基本的な収入として大きいと思うんですよ。いわゆる半減をしているということはちょっと問題だと思うので、何かその対策というのはとられているのかなと思いますが、お尋ねします。

○柄本専務理事 委員御指摘のとおりでございます。何とか会員加入率を上げなければならぬというふうに、協会としても今いろいろ対策を考えておるところでございますけれども、今現在、会員になっていただきますと、チャイルドシートの無料貸し出しですとか、運転免許証のケースを差し上げておるとか、あるいは事故防止関係のビデオテープの無料貸し出しとか表彰、それから無料の交通事故相談、こういったことで会員の方々にメリットといいますか、やっておるんですけれども、今、協賛店制度というのを取り組んでおりまして、会員になっていただくと、いろんな宿泊施設とか温泉とかガソリンスタンドとかレストラン、そういったものもろのところで、いわゆる割引を受けられるということで、今、協賛店の募集をしておるところでございます。それで、約250店舗ほど協賛店が集まりましたので、早ければことしの9月から9月中旬ぐらいには、この協賛店制度を始めたいというふうに思っております。それからもう1つは、やはり県安協、地区安協も含めてでございますけれども、安全協会がどういう活動をしておるのか、その辺のPRといいますか広報がこれまでまだ十分でなかったというふうに反省をしておりますので、皆さん方からいただいた会費2,000円がこういうものに使われていますよということをもっと積極的にPRし

て、県民の皆さんの御理解をいただきたいというふうに考えております。

○高橋委員 最後にしたいと思います、いろいろと努力されているのはよくわかりました。ただ、このメリットは、なかなか会員とすれば知れたものなんでしょう。それ以外に2,000円払うのが理由があるわけで、何かの資料で見たんですが、私の地元が悪いみたいですね。赤字じゃないですかね。どっちかということ、小林の加入率が高いんですよ。間違っていたらまた指摘いただきたいんですが。実を言うと、ちらっとこれは聞いたんですけれども、いわゆる地元の人が日南で更新すると知っているから、宮崎に行くんですね。こういう宮崎対策をしつかりされるといいかなということを申し上げながら、この点については終わりたいと思います。地元だから受けないというのは、知っている人がいるから会費を払わないかん、やっぱり人間ですからね、そういう気持ちなんだけれども、宮崎は知らない人ばかりだから、という話をちらっと聞きましたので、申し上げておきます。

○十屋委員 3ページの委託業務のところですが、表にあるように、契約方法は随契がずっとあって、法的にできない部分以外は10月から一般競争入札ということに移っていくと思うんですが、先ほど3番のところは民間の自動車学校が落札したと。この現象がほかの業務、6、7、8、1、2、これにずっと移行してくるんじゃないかなというふうに思うんです。そのときに、協会としての収入源といえば、先ほど言った会員数をふやすしかないというふうに思うんですが、これを競争原理の中でやっていったときに、民間と競争して勝てるのかどうかというところが一つはお聞きしたいことと、その

ときに114名の職員さんとかがいらっしゃって、そうなってくると、当然いろんな形で人件費が賄えなくなってくれば、おのずとその整理もしていかなきゃいけないということが発生してくると思うんですね。そのあたりは、今の世の中の流れで、民間のほうとの競争というのはどうしても避けられない。そうしたときに、交通安全協会として、先ほど高橋委員が言われたけれども、いろんなことも取り組まれています、我々が一緒に免許更新に行くと、やっぱり払って帰らない方がたくさんいらっしゃるんですね、会員にならなくて。以前だと、入るのが義務みたいにして一時期あったんですが、近ごろは私の周りでも、あれは任意だから入らなくてもいいんだということで言われているわけです。今後、安全協会の役割と運営のめどといたしますか、それはどうされようと考えていらっしゃるんですか。差し迫っていますよね、10月1日という。

**○柄本専務理事** 今度10月から一般競争入札になってくるわけですが、協会といたしましては、これまでの給与体系ですとかそういったものを、今までは1者随契で予算をいただいておりますので、これを根本的に見直しまして、給与改定、それからいろんな手当、先ほど交通部長の説明にもございましたけれども、賞与、退職金、こういったものをすべて見直しまして、いかに人件費を削るかということで、民間が一般競争入札に参入してきた場合に、何とか勝負ができるようにやっていきたいというふうに思っております。それから、事業ありきの職員でございますので、事業がとれなければ当然人員も整理しなければなりませんけれども、私、専務理事といたしましては、何とか事業を継続いたしまして、ここに上がってお

る事業は、ちょっと自負させていただければ、安全協会でなければ、やはり心を打つようないろんな講習も警察OBでないといけないというふうに自負いたしておりますので、何とかこの事業は頑張っって継続していきたいというふうに思っております。

**○中原交通部長** 今の安協の事務局長に補足ですけれども、業務を委託する側としてどうかという話ですけれども、これはあくまで一般競争入札ですので、ここで申し上げるようなことは原則的な話になるかとは思いますが、我々が望むのは、交通安全協会であろうとほかの団体であろうと、この運転免許の更新時の講習だとか違反者とか処分者の講習、この講習内容が質が下がらなければいいというふうに基本的に考えております。当然今まで交通安全協会にやっていただいて、警察OBが行ってくれて、豊富な経験と、またいろんな現場を踏まえてやってきたその経験談からやる講習というのは、それなりに素晴らしいものであるというふうに私は価値を認めておるんですが、いかんせん世間の流れで一般競争入札という話ですから、これにどうこうということは、発注者側とすればできないというのが正直なところでございますけれども、今、専務のほうからありましたように、自助努力をしていただいて、ほかの質を高めて、この入札がとれるような努力をしていただければいいかなというふうには思います。発注者側とすれば、そこは同じレベルで判断をしていきたいと考えておりますけれども、ただ、安かろう悪かろうでもいけませんので、その辺のことは、単に入札金額のみで判断するのかという点については、検討をしてみたいというふうに考えております。

**○十屋委員** 例えば、私は日向ですけれども、

日向の民間自動車学校という、延岡も含めて幾つかあったんですが、最終的には経営者が1人という現実もあるわけですね。そうしたときに、ある種、一度競争入札でとった場合、後々また安全協会と競争するというそのあたりが出てきたときに、人的な配置も必要ですから、非常に難しいんじゃないかなと思うんですね。そのあたりは十分、今、部長言われたように、いろんな検討をされて、質が落ちないようなことで取り組んでいただければというふうに要望しておきたいと思います。

**○福田委員** ちょっと教えてください。この収支総括表の中で不動産賃貸収入ですが、1,700万円、これは自動車学校、交通安全協会が土地を所有していると、そういう解釈ですか。

**○柄本専務理事** そうでございます。宮崎県自動車学校と言っておりましたけれども、日ノ出町にございました。ここの経営譲渡を梅田学園にしたわけですけれども、土地そのものはまだ県安協の財産でございまして、これを月100万で賃貸いたしております。それで、収入が1,700万となっておりますけれども、これは500万は敷金でございまして、合わせて1,700万ということでございます。

**○福田委員** 貴重な財産ですから、これは安全協会の基本財産にもなるわけですね。将来の経営の安定化策として大変いいなというふうに感じたわけでありましたが、経営権だけ譲渡されて、底地はしっかりお持ちだと、こういうことですね。

それからもう1つ、譲渡金9,850万で助成金7,000万、交通安全協会にお出しになったわけですが、あとの2,850万の処理というのはどういうふうに見るのでしょうか。

**○柄本専務理事** 9,850万のうち7,000万円を、

地区協会が今非常に財政的に厳しゅうございますものですから、13の地区協会に7,000万、助成金として配分いたしました。残り約2,500万、これにつきましては、資産譲渡に伴う消費税約500万、それから固定資産税、これは学校建物の固定資産税が3月までうちにかかりますものから、それが約80万ですとか、あと人件費として200万、これは学校の清算のために会計課長を継続して雇用いたしましたので、その人件費が約200万、それとあとは約1,000万をこれからの公益活動推進引当金に充てようということで、約1,000万は今後の公益活動推進引当金にとっております。そういったことで、残金の7,000万を地区協会に配分したということでございます。

**○丸山委員長** 2ページのその他の職員と書いてあるのは、どういうふうに理解すればいいのか。プロパー職員というふうに理解したほうがいいのか、警察本部のほうから来ている職員というふうに見たほうがいいのか、まずちょっと説明をお願いします。

**○中原交通部長** その他の職員というのは、警察OBではないという意味でのその他の職員という表現でございました。上のほうに職員が114名おりますけれども、そのうち37名が警察OBの職員ですと、警察OBで行った職員ですね。それから77名は、いわばプロパーといえますか、交通安全協会がもともと採用した職員という意味合いで書いております。

**○丸山委員長** 先ほどの5ページに書いてある助成金の件なんですけれども、地区協会が非常に厳しいということを我々もよく聞いておまして、これを割れば500万か700万ぐらいになるんじゃないかなと思いますけれども、それをやったときに、すぐ使い切ってしまうぐらい経営状況が悪いというふうに聞いているんですけ

れども、県協会はいいとして、地区協会は今後どのような運営をされていこうというふうに考えているのか、ちょっと場所が違うのかもしれませんが、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○柄本専務理事 確かに会員減少によりまして、地区協会の財政状況は年々厳しさを増しておるといのが本当の実情でございます。このところ何とか人件費を抑えながらもやってきておるわけですけれども、それぞれの地区でいろんな交通安全活動をやっておりますので、何とかこれを継続したい、地区安協も存続させたいというのがあれですけれども、今後どうしても小さな地区協会では経営が難しい、運営が難しいという状況になりましたら、例えば宮崎地区、ここに高岡とか西都とか、そういうのを合併吸収しましてやっていくことも検討する時代が来るのではないかなというふうに私個人では思っております。

○中原交通部長 今回の話に補足しまして、それなら警察本部として交通安全協会を育成するのに、どういう努力をしているのかというようなことがあろうかと思っておりますけれども、いろんな形でサポートはするんですけれども、金銭的には御存じのように、うちが金銭的な援助をするというのは直接はできないわけですので、ここ数年来、私と隣におります交通部参事官が毎年度、年度初めに県内28全市町村を訪問いたしまして、各首長さんと交通安全対策について協議いたします。このときに、いろんな中身はあるんですけれども、必ずお願いしておるのが、各地区交通安全協会に助成金を予算化して少しでも応援してくださいという話は、強力にお願いしておるところでございます。そのほか、警察本部として応援すべきことを今から考えまして

やっていきたいとは考えております。以上です。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ次に、自家用自動車協会につきまして質疑のある方はお願いいたします。

○徳重委員 公社等の改革ということで、保管場所の入力業務委託、これを19年度から一般競争入札に移行しているということですが、この応札できる方というのは、どういう方がいらっしゃるんですか。

○中原交通部長 平たく言いますと、入力の話は、そのデータを要するにパソコンに打ち込みまして、自動車保管場所管理システムというものに入力するんです。その入力したのと連動して、標章といいますか、自動車に、皆さん方の車にも、例えば宮崎市なら宮崎市というステッカーが張ってあると思うんですが、ここが保管場所、ちゃんと証明を受けましたよというものがあるんですけれども、そういうものをつくる、作成するという業務なんです。したがって、そういう能力があるところであれば、どこでもそれは対応が可能だというふうに考えております。

○徳重委員 というと、マークをつくることですかね。どういう業者が参入できるかということですよ。

○桑畑交通規制課長 作業の業務について少し詳細に申し上げますと、この車庫証明は、普通車と軽に分かれております。まず、普通の乗用車、これについては保管場所の証明申請というのが必要です。軽につきましては、現地調査を伴わない保管場所の届け出、これをやります。この車がだれだれの所有でどこに保管してあり

ます、保管場所は適正に車庫として大きさもありますというデータを、届け出と申請とあわせて現地調査という業務がありますけれども、この現地調査した結果をパソコンに入力して管理すると、この結果を皆さん御存じのように乗用車の後ろのガラスに張ってあるステッカー、これをつくって届け出をしておりますよという証明をするのに伴うパソコンの入力作業ということで御理解いただきたいと思うんですけれども。

○丸山委員長 今、徳重委員が言ったのは、入力作業じゃなくて、どこがほかに入札可能なのかというふうに質問されたと思っているんです。ほかにこれ以外にも入札された方がいらっしゃるのかというのを、また簡潔に答えていただければわかると思いますので、よろしく願いいたします。

○桑畑交通規制課長 前回の入札では、安全協会と自家用車協会が一応2者、入札説明には来たんですけれども、現実的には1者です。全国的に見ますと、安全協会とか自家用車協会、民間企業、警友会がやっております。

○福田委員 これに関連するんですが、実務を自動車を購入した時点でやっているのはディーラーがやっていますよね。ディーラーで書類作成しますよね。ディーラーと自家用自動車協会の業務の流れ、関係はどうなるんですか。

○石村専務理事 新車を買うあるいは中古車を買う、その場合に、御案内のとおり、例えば新車の場合、普通車の場合、例えば検査料とか登録手数料——これは印紙ですが、それからあと自賠責保険、重量税、取得税、これらをひくると、大体普通車の場合、17～18万から20万ぐらいかかると思うんですが、これらの手続を購入者が自分で全部されればこの額で終

わります。ただ普通の場合、ディーラーがそれを代行します。代行する手数料をディーラーが取っております。これが現実。自家用自動車協会の場合は、これには全く関知はしておりません。ただ私どもは、今言った手続のほかに、自動車を買う人は車庫証明が必要になります。この車庫証明は、手数料が2,750円要ります。これは全国一緒であります。車庫証明を、自分で警察署へ行って、用紙をもらって自分で書いて警察署へ届け出て、数日後にそれをもらうということであれば2,750円で済むんです。自分でやれば。ただし、これもディーラーが登録と一緒に代行してやるということで、車庫証明の部分はディーラーが代書はできませんので、行政書士事務所を経由してやるんですね。これには当然行政書士事務所が手数料を取っております。ですから、例えば私の場合で恐縮ですが、北署時代に官舎におりました。それで、次の年、異動になりまして自宅に帰りましたので、車庫証明を自分で取って、警察署へ持って行って、証明をもらって、運輸支局へ行って登録をするんですね。それは2,750円で済むんです。ただ、通常の場合、これらをすべて、手間暇かかりますし、時間もかかります。それから、運輸支局に行ったり県税に行ったり、そういったことを全部ディーラーが代行してやろうということやっておりますので、これら法定の手数料のほかに、ディーラーがもらう手数料、これがかなりの額ではないかというのが実態でありまして、自家用自動車協会としては、車庫証明の部分だけで、先ほど説明ありましたように、1件につき1,220円、入力について205円、これを県から委託料としてもらっているだけでございます。

○福田委員 一般の自動車購入者は、その辺を

やっぱり勘違いされているんですね。そこは何か機会がございましたら、広報の一環としてしっかりお出しになれば、もちろん個人でやるというのは難しいと思いますよ。しかし実際、そういう不法な、不当に高い代行手数料は取っていないんだと、ディーラー自身の収益だということをはっきりさせられると、非常に私は自家用自動車協会に対するイメージがよくなるんじゃないかと思ひまして、あえてお伺いしました。

**○十屋委員** ちょっと教えてほしいんですけども、1 ページ目の県内11支部というのと、さっきちょっと交通安全協会等が13あって、この47と4というのが職員さんだと思うんですが、これは例えば、組織は別々ですけれども、同じ建物の中に一緒にあるということはないんですか。

**○石村専務理事** 県内11支部というのは、宮崎支部が高岡署、北署、南署、3つ一緒になっておりますから、警察署の数とは異なります。各支部はそれぞれ、例えば日向は、警察署のちょっと前の、昔、市役所が公益質屋というのがありました。市役所の建物を借りて事務所を借りております。警察署の中へ事務所を構えているところはどこもございません。

**○十屋委員** こういう代行をやっている中で、よく我々が耳にするのは、これはあくまでも意見として聞いていただければいいんですけども、一般のディーラーとそれから自動車工場——自家用車を修理する工場ですね、その組合に入っている人と、先ほどの安全協会じゃないけれども、組合に入らない人がいらっやって、そのあたりが我々ユーザーといひますか。車をかう側は、入っているとか入っていないとかわからなくて、いわゆる手数料がやっぱ

り下がるわけですね、組合に入っていないほうが。組合差もある。組合希望者もいるから、それで同じように一律なんですけれども、そうじゃない人、入っていない人との競争、そこで協会に入っている意味というのがなくなっているとか、そこでまた抜けるとか、そういういろんなもろもろがあるので、先ほど福田委員言われたように、どちらに入れとは言えませんが、そのあたりをちょっと明確にさせていただくと、いろんな意味で平等になるのかなと。民間の競争ですから、自分の手数料を安くしようが高くしようが、それはそれぞれの競争ですけれども、ある意味、入らなくて一匹オオカミみたいにいろいろな、市場を荒らすと言ったらおかしいんですけども、そういうルールをちょっと無視するような方もいらっやってというようなことも聞いていますので、何かの機会がありましたら、またそういうところあたりもお話しただければなというふうに思ひます。これは意見です。

**○井上委員** 1点だけちょっとお聞かせください。自動車税の自主納税推進業務、この業務というのは、非常に私どもにとってはすごく大事な業務だと思いますし、この業務が最近の状況として、口座振替の納税制度の確立の動向というか、それは現在どういう状況ですか。

**○石村専務理事** これは自主納税協会というのがございまして、そこから私どもにも業務委託を受けております。業務の内容としては、窓口で、いろいろ登録なり住所変更なり、そういう方がかなり見えますが、そのときに期限内の納付あるいは最近コンビニでも納付できるようになっておりますので、そういうことについて教示しておるといひこととございまして。これについて、表にもありますが、10万円年間委託料を

いただいておりますが、このうちから、私どもも自主納税組織の一員でありますので、会費として2万円払っておりますので、実際は8万円しかいただけていないということでございます。

○井上委員 動きとしてはどうですか。ちゃんとその方向になっていただける方というのは多いというふうに。

○石村専務理事 最近コンビニ納税、これについては、かなり普及が進んでいるのではないかと。ただ、私ども統計がございませんので、結果としてどれだけ伸びたかというのは、ちょっと私どもではわかりかねます。

○丸山委員長 車庫証明の現地調査ということなんですけれども、我々、時々聞くのが、県の住宅とかに駐車場がないとかよく聞くんですが、そのときに、我々現地調査をどこまで本当にされているのかなというのが若干気になる点もあるんですが、ちゃんと一軒一軒すべて行かれているということで確認してよろしいでしょうか。

○石村専務理事 年間5万9,000ぐらいありました。この中で、全部が個人ではありませんし、例えばディーラーが一度に50台ぐらい、ディーラーで登録する分があるんですね。例えばトヨタが50台年度末に登録する、月末に登録をしてさばくとかいうのがありまして、現実には、これも現場には行きますが、広い敷地でございますから何ら問題ありませんが、個人の場合は100%現場へ行って、申請者に確認をして、メーターでもってはおかして、それから本当にその本人の敷地、権原のある土地なのかどうか、これは100%検査しております。例えば県の住宅とか、これは県の管理者の証明がないと出ませんので、それが出た分については間違いはないという

ことで判断しております。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ、以上で警察本部の概要説明を終わらせていただきます。

警察本部の皆さん、お疲れさまでした。退席して結構です。

暫時休憩いたします。

午後1時57分休憩

---

午後2時1分再開

○丸山委員長 委員会を再開します。

環境森林部及び所管法人からの参考人においていただきました。

私は、この特別委員会の委員長の丸山でございます。どうかよろしく願いいたします。

委員の紹介につきましては、時間の制約もございますので、お手元の配席表にかえさせていただきます。また、環境森林部及び参考人の皆様の紹介につきましても、資料に出席者名簿を記載していただいておりますので、省略して結構でございます。

本日は、環境森林部所管の公社等のうち、当委員会が選定いたしました公社等について、その現状等に関する説明をお願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

○吉瀬環境森林部長 環境森林部長の吉瀬でございます。よろしく願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております行財政改革特別委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思います。県が出資しております公社等につきましては、日ごろから適正な業務運営等に対しまして指導監督を行っているところでありますが、本日は、環境森林部が所管しております、まず財



団法人宮崎県環境科学協会、社団法人宮崎県林業公社、それから社団法人宮崎県緑化推進機構につきまして、担当課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○堤環境管理課長 財団法人宮崎県環境科学協会の概要について御説明いたします。

行財政改革特別委員会資料の1ページをお開きください。

まず、1、設立等についてでございます。

(1)の設立目的及び(2)設立年月日ではありますが、環境に係る測定分析、調査研究、技術指導、普及啓発活動などを行い、もって企業の健全な発展と県民の健康と生活にとって良好な環境の保全に資することを目的といたしまして、昭和48年3月17日に設立されました。

(3)出資総額及び(4)出資者一覧でございますが、協会の基本財産は7,000万円ですが、そのうち県の出資額は50万円となっております。県の出資額を除く基本財産につきましては、協会が増資を重ねていったものでございます。

(5)県出資の経緯でございますが、昭和45年に制定されました水質汚濁防止法、また同年に改正されました大気汚染防止法により、大気や水質の規制・基準が強化され、事業者に対しましても測定分析の義務づけがなされたところでもあります。本県におきましては、県内事業者及び行政の要請を受け、当時、本県唯一の検査機関として設立されたものでございます。

続きまして、2、組織についてであります。

組織体制図をごらんください。理事長ほか副理事長、理事、監事の役員と、2部4課の体制となっております。役員のうち常勤の副理事長1名が県職員OBであります。また、非常勤であります。監事2名のうち1名が県職員OB

であります。

役員総括表をごらんください。役員でございますが、合計13名のうち、常勤2名、非常勤11名となっております。職員につきましては、44名のうち、正職員19名、臨時職員などが25名であります。

また、(2)常勤役員の年収額でございますが、約500万円となっております。

資料の2ページをごらんください。

協会の事業の概要でございます。

まず、(1)県からの財政支出の状況ですが、みんなで実践する「環境にやさしい暮らし」促進事業を438万円で委託しております。

次に、(2)事業実績でございます。

ア、公益事業ですが、平成20年度事業費は2,464万8,000円でございます。表をごらんください。

まず、項目の1、環境みやざき推進協議会でございますが、協議会の事務局を当環境科学協会に置いておりまして、県が委託しております。みんなで実践する「環境にやさしい暮らし」促進事業の中で、まるごとエコライフ学習会の開催やクリーンアップ宮崎の開催などを行っております。

次に、項目の2、エコアクション21事業でございます。エコアクション21とは、環境省が策定したガイドラインに基づき、環境経営、環境活動に取り組む事業者等を認証登録するシステムでありまして、当協会は平成17年度にエコアクション21地域事務局みやざきに認定されております。平成20年度は、認証登録など15件の審査を行っております。

次に、項目の3、自主事業でございます。

①宮崎県環境管理研究会でございますが、これは企業の公害防止及び環境管理に関する知

識、技術の向上を図るため、県内企業約140社により構成されている研究会で、当協会が事務局となっております。事業といたしましては、環境改善推進大会の開催などを行っております。

次に、②普及啓発技術研修事業でございますが、ホームページによる情報発信や情報誌「環境ひろば」を当協会の賛助会員や関係機関向けに発行しております。

資料の3ページをお開きください。

次に、イ、環境計量事業でございます。平成20年度事業費は1億8,151万円でございます。この事業は、河川水や工場排水等の水質及びばい煙など大気中の物質の分析測定事業、並びに環境影響調査事業を実施しているものであります。

まず、項目の1、分析測定事業でございますが、水質、大気の実験測定や作業環境測定、建築物衛生環境分析測定など、合計9万9,489件の実績となっております。

次に、項目の2、環境影響調査事業であります。産廃施設騒音振動等環境調査など、合計14件の実績となっております。

次に、ウ、浄化槽検査事業でございます。平成20年度事業費は8,551万5,000円でございます。この事業は、当協会が昭和61年に浄化槽法に基づく検査機関として指定されまして、浄化槽の設置状況及び機能に関する検査を実施しているものでございます。

まず、法定検査事業の①7条検査でございます。これは浄化槽を設置したときに行う検査でありまして、20年度におきまして3,168基の実績となっております。

次に、②11条検査でございます。これは毎年度実施される浄化槽の機能や水質などの定期検査でありまして、1万9,141基の実績となっております。

りまして、あわせて2万2,309基の検査を行っております。

資料の4ページをごらんください。

4、財務の状況でございます。

協会の会計は、公益事業会計、環境計量会計、浄化槽検査会計の3つの会計に区分されております。上の表が貸借対照表、下の表が収支計算書であります。

まず、上の表の貸借対照表でございます。科目及び合計の欄をごらんください。Ⅰ資産の部の一番下、資産合計であります。10億62万5,516円となっております。Ⅱ負債の部の一番下、負債合計であります。4億4,129万8,181円となっております。Ⅲ正味財産の部であります。資産合計から負債合計を差し引きました正味財産は、5億5,932万7,335円であります。

次に、収支計算書であります。Ⅰ収入の部であります。上から3番目の欄の当期収入合計は4億3,688万2,943円となっております。前期繰越収支差額を加えまして、収入合計は4億9,986万8,028円となっております。次に、Ⅱ支出の部であります。下から2番目の欄の当期支出合計は4億2,992万2,742円となっております。当期収入合計から当期支出合計を差し引きました当期収支差額は696万201円であります。また、一番下の欄ですが、次期繰越収支差額は6,994万5,286円あります。

資料の5ページをお開きください。

5、公社等改革の状況であります。

(1) これまでの改革の取組と実績でございます。

①公社等のあり方の見直しであります。当協会は、環境保全活動を推進する公益法人でありまして、県内唯一の指定浄化槽検査機関であります。公社等の経営効率化及び自立化を図る

ため、下記②、③のとおり、県の人的、財政的関与を見直してまいりました。

②県の人的関与の見直しであります。平成16年度においては、常勤役員2名、非常勤役員1名、職員2名の計5名の県職員が就任しておりましたが、現在では、常勤役員1名、非常勤の監事1名に県職員OBが就任している状況となっております。

③県の財政的関与の見直しであります。平成16年度におきましては、環境啓発事業として約2,390万円を委託しておりましたが、現在では約430万円となっております。

(2) 今後の方向性であります。公益法人制度改革に伴い、組織体制等の見直しとあわせて効果的・効率的な事業運営に努め、経営基盤の強化を図ります。また、公益性の高い環境保全の啓発事業を充実させるとともに、浄化槽法定検査について、県内唯一の指定検査機関としての社会的使命を果たせるよう、検査体制を充実させ、検査率の向上を図ってまいります。

財団法人宮崎県環境科学協会の説明は以上であります。よろしく願いいたします。

**○徳永森林整備課長** 森林整備課でございます。社団法人宮崎県林業公社の概要について御説明いたします。

資料の6ページをお開きください。

林業公社は、設立目的にありますように、分収方式の拡大造林を推進し、森林資源の充実はもとより、山村地域の経済の振興や雇用の場の創出を目的として、昭和42年に設立をされたものであります。

出資総額は1,160万円で、うち県が500万円、43.1%の出資となっております。出資者は、市町村や森林組合、県森連など、19団体となっております。

県出資の経緯であります。昭和33年に分収造林特別措置法が制定され、全国において国の拡大造林政策の推進役として林業公社が設立される中で、本県におきましても、県、市町村等が一体となりまして、主に地理的条件が厳しくて個人では造林が困難となっていた地域において拡大造林を推進するために、県といたしましても出資を行ったものであります。公社が管理する面積は、1万854ヘクタールであります。

次に、7ページの2、組織であります。(1)の組織体制にありますように、役員は理事12名、監事3名の15名となっており、常勤の理事に県OBが1名、非常勤の理事に県職員が2名就任しております。また、職員につきましては、県派遣職員が2名、プロパー職員が4名で、再雇用職員等も合わせますと9名となっております。その下の組織図にありますように、理事長及び副理事長は、知事、環境森林部長がそれぞれ就任し、常務理事の下に事務局長を置き、2課体制で事業を実施いたしております。

(2)の常勤役員の年収額ですが、常務理事の年収が約400万円となっております。

次に、8ページをお開きください。

3の事業の概要であります。(1)の県からの財政支出の状況であります。林業公社貸付金14億4,250万1,000円は、日本政策金融公庫及び市中銀行等からの長期借入金を償還するための財源を県が無利子で貸し付けたものであります。また、分収林高度化事業補助金930万円は、社営林を長伐期施業に移行するための契約延長事務に補助しているものであります。

次に、(2)の事業実績であります。①の分収林事業・森林施業受託事業といたしまして、除間伐などの保育や作業路の開設に加え、森林所有者から受託によりまして植栽未済地の

解消にも取り組み、計3億5,960万8,000円の事業を実施しております。また、②の林産物売払です。これは立木の売り払いなんです。主伐、皆伐して売った面積が207.56ヘクタール、間伐した面積が438.46ヘクタールを実施いたしました。計3億4,896万6,000円の収入を得ております。

次に、9ページの4、財務の状況につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、11ページの財務諸表で説明させていただきます。

まず、貸借対照表であります。表の上段、Ⅰ資産の部であります。1の流動資産と2の固定資産を合わせた資産合計は、表の中ほどにありますように365億7,105万円余で、その内訳の大半は、その合計の6行上にあります357億3,036万円余の森林勘定であります。この森林勘定とは、これまで植栽や育林など森林造成に投資した経費の累計額を立木の取得原価として計上しているものであります。

次に、Ⅱの負債の部であります。1の流動負債と2の固定負債を合わせた負債合計は、383億7,283万円余となっております。その大半は8行上の政策金融公庫等からの長期借入金338億7,136万円余であります。

次に、Ⅲの正味財産の部であります。正味財産は、表の下から2行目にありますように、マイナス18億177万円余であります。したがって、負債及び正味財産合計は、一番下にありますように、365億7,105万円余となっております。

次に、12ページをお開きください。

正味財産増減計算書であります。

まず、Ⅰの一般正味財産増減の部につきましては、表の下から8行目にありますように、20年度に伐採した森林にこれまで投下した経費に

見合った収入が得られなかったことにより、当期一般正味財産増減額がマイナス4億9,935万円余となっております。その下の一般正味財産期首残高がマイナス13億242万円余でありますので、次の一般正味財産期末残高及び表の一番下の正味財産期末残高は、マイナス18億177万円余となっております。

申しわけありませんが、もう一度9ページにお戻りください。

4の財務の状況の(2)ですが、長期借入金残高の推移であります。県や政策金融公庫等からの長期借入金の残高につきましては、平成21年度末で、表の一番右の下の合計の欄にありますように、339億700万円を見込んでおります。この残高は、これまでの残高のピークと見込んでおりました。来年度からこの残高は減少していくということになっております。

次に、5の公社等改革の状況であります。平成17年度から3カ年を「林業公社集中改革実施期間」と位置づけまして、分収割合や運営費の見直し、それから借入金の低利融資への借りかえ、長伐期施業への転換など、抜本的な経営改革に取り組んだ結果、分収林事業が終了いたします平成80年度には、すべての債務を解消できる見込みとなったところであります。

その上で、今後の経営形態の選択肢について、弁護士、税理士等の外部有識者による提言・意見も踏まえまして、県民負担を最小限にする観点から総合的に検討いたしました結果、県の方針として、平成19年に公社として存続させることが最も適切と判断したところであります。

この判断を受けまして、林業公社では、新たな経営方針や平成20年度を始期とする10年間の経営計画を策定し、現在、全力で経営改善に取

り組んでいるところであります。

県といたしましても、経営改善が着実に図られるよう進行管理を行うとともに、国に対して支援拡充を積極的に働きかけ、木材価格の動向等も注視しながら、県民の負担が最小限となるよう常に見直しを行うこととしております。

次に、10ページには、これまでの公社改革の経緯を載せております。

10ページをお開きいただきたいと思うんですが、表の右側中ほどに、ちょっと大き目の枠で囲っておりますが、平成18年度の包括外部監査におきましても、県からの無利子貸付の継続が条件となりますが、清算するより伐採収入から借入金返済が可能と見込まれる以上、事業を継続し、長期借入金を返済していくべきとの意見をいただいております。

最後になりますが、公社は、県が無利子で貸し付ける資金が県民の負担する税金であることを重く受けとめ、今後、経営改善に全力で取り組み、森林所有者へ少しでも多くの利益が還元されることに努め、森林の公的担い手としての役割を果たしていくことが必要であると考えております。

森林整備課からは以上であります。

**○河野自然環境課長** 自然環境課でございます。社団法人宮崎県緑化推進機構の概要について御説明いたします。

委員会資料13ページをごらんいただきたいと思っております。

初めに、1の設立等についてでございますが、宮崎県緑化推進機構は、(1)の設立目的にありますとおり、県土の緑化運動を推進し、健康で住みよい緑豊かな生活環境の創出などに寄与することを目的として、また、平成7年に施行されました「緑の募金法」に基づき、緑の募金

の業務を行うことのできる知事が指定した県内唯一の団体として設立をされております。

次に、(2)の設立年月日でございますが、当機構は、平成8年の5月20日に、任意団体から社団法人となっております。なお、当機構は、昭和26年に設立されました宮崎県緑化推進委員会がその前身でございますが、委員会の会長は代々県議会議長が就任されておりました。社団法人化以降は、県議会議長は名誉会長に就任をいただいております。

(3)の出資金についてでございますが、出資金はございませんが、当機構は、県と県内全市町村及び企業や団体を会員としておりまして、会員からの会費収入が別にあります。

次に、組織についてでございます。

(1)の組織体制の下の表にありますように、当機構は役員15名、職員5名の体制となっております。役員の内訳は、理事が13名、監事が2名となっており、理事のうち常勤は常務理事1名でございますが、県のOBでございます。また、職員については、県OBの事務局長のほか嘱託職員1名、臨時職員3名となっております。

次に、(2)の常勤役員の年収額でございますが、平成20年度は、常務理事1名分、約400万円となっております。また、役員報酬規程については定めておりません。

次に、右側の14ページをごらんいただきたいと思っております。

3の事業の概要についてでございます。

(1)の県からの財政支出の状況でございますが、平成20年度の実績で、補助金が1,215万3,000円、委託料が2,660万円となっており、合わせて3,875万3,000円となっております。

次に、(2)の事業実績でございますが、緑化

推進機構が行っております事業は、公益事業と受託事業に分けられています。

まず、①の公益事業ですが、公益事業は募金会計と一般会計に仕分けをして管理されております。

まず、募金会計のアの緑の募金を活用した事業です。この事業は、県民から寄せられました緑の募金を活用して、県民参加の森づくり活動など、県民緑化推進運動に関する各種の事業に取り組んでおります。平成20年度は、3,812万4,000円となっております。実施事業を表に載せておりますが、このうち主な事業は、4の地区・市町村みどり推進会議交付事業でございます。全市町村を含む県内37の団体が各地で取り組みます地域の緑化活動に対して交付金を交付しております。

次に、イの補助金・交付金事業は、一般会計で管理しておりますが、県の補助金と全国組織であります国土緑化推進機構からの交付金を合わせまして、事業費は1,615万9,000円となっております。事業の概要を表に載せておりますが、県の事業であります宮崎県緑化推進機構支援事業としまして、緑の募金活動や森林ボランティア活動、県民緑化運動の企画・実施などを行っております。その下の国土緑化推進機構からの交付金であります。緑と水の森林基金の交付金を活用いたしまして、みどりの少年団の交流活動や緑化木養成の講習会開催などの事業に取り組んでおります。

次に、15ページをお開きいただきたいと思います。

②の受託事業でございます。受託事業は、特別会計で管理をいたしております。平成20年度に県から受託した事業に支出した事業費は2,631万6,000円となっております。事業の内

容については、表の事業概要欄に記載しておりますとおり、緑化木苗木の養成や配布、みどりの相談所の開設などの事業に取り組んでいるほか、森林環境税を活用した森林づくり団体の活動の支援、森林環境教育の実践や広く県民が森林づくり活動を行う県民ボランティアの集いの開催などを受託しております。

次に、4の財務諸表についてでございますが、右側の16ページをごらんいただきたいと思います。

貸借対照表の総括表であります。

当機構の会計は、一般会計、特別会計、募金会計の3つに区分されておまして、科目欄の合計欄をごらんいただきたいと思います。

Iの資産の部については、1の流動資産合計が3,134万円余、2の固定資産合計が172万円余となっております。資産合計は3,307万円余となっております。

次に、負債の部ですが、負債合計が481万円余となっております。

Ⅲの正味財産の部でございますが、正味財産は、合計欄の下から2段目にありますとおり、2,826万円余となり、一番下の負債及び正味財産合計は3,307万円余となります。

次に、17ページをお開きいただきたいと思います。

収支計算総括表でございます。

表の真ん中の列、一般会計の欄をごらんください。①の会費収入といたしまして86団体からの会費571万円余を含めました2,191万円余の収入に対しまして、1,615万円余の事業支出となっております。

次に、その右側、特別会計でございますが、2,662万円余の事業収入に対して、2,631万円余の支出となっております。

次に、右端の募金会計の欄をごらんください。事業活動収入は、④の緑の募金などの寄附金収入に雑収入を合わせました3,821万円余となっておりまして、これに対しまして、募金を活用した各種事業に要した経費として3,812万円余が支出されております。

3会計の収入合計は、事業活動収入の計にありますとおり、8,674万円余となっております。これらの収入に対しまして、支出の合計は、事業活動支出の計の欄にありますとおり、8,059万円余となっております。事業活動の収支差額614万円余となっております。その結果、一番下の欄にありますように、21年度の繰越額は1,961万円余となっております。

財務諸表については以上でございます。

恐れ入りますが、15ページにお戻りいただきたいと思っております。

5の公社等改革の状況についてであります。

(1)の県の人的関与でございますが、平成8年度に社団法人化した当時は、理事長が副知事、副理事長には県部長が就任しておりましたが、理事長職は平成17年に民間から登用しまして、また、20年には副理事長職からも県職員は外れております。現在、役職員に県職員はついておりません。

(2)の今後の方向でございますが、当機構につきましては、県民の皆様から寄附をいただきました貴重な「緑の募金」を管理できる県内唯一の団体として知事から指定をされておりますので、県内における緑化推進の中核組織として、今後より一層の緑化活動の推進に努めていくこととしております。また、近年、森林や緑に対する重要性がますます高まっておる中、県民の多様な緑化ニーズに積極的かつ的確にこたえていくとともに、公益法人制度改革に伴い、

引き続き効率的・効果的な事業運営に努めていくことにいたしております。

説明は以上でございます。

○徳永森林整備課長 1点だけ訂正をお願いいたします。

8ページの事業の概要の(2)事業実績でございますが、事業実績の①の分収林事業・森林施業受託事業の中で、事業合計を先ほど3億5,960万8,000円と申しましたが、この計にありますように、3億5,833万7,000円ということで訂正をお願いいたします。

○丸山委員長 説明が終わりました。質疑等ございましたら発言をお願いいたします。なお、1法人ずつ質疑を進めたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、環境科学協会についての質疑をお願いいたします。

○福田委員 説明でもいただきましたが、前身であります公害防止管理協会、浄化槽の検査が最初の仕事のように私は記憶をしておったんですが、先ほどの説明の中で、引き続き唯一の検査機関として仕事が継続できるという説明でありましたが、民間と申しますか、競争相手の参入は法律上できないというふうに解釈していいんですか。

○堤環境管理課長 浄化槽の法定検査につきましては、浄化槽法で規定されています。その規則の中で、これまでは公益法人というふうにされておりました。公益法人制度改革によりまして、今後は、一般財団、一般社団も同様に指定機関としてなることはできるようになっております。環境省の通知によりますと、浄化槽法の法定検査は、公平・公正あるいは客観性がないといけないということで、原則として県内1カ所に指定しなさいというのがございます。また、

法定検査機関がその能力がない場合には、2カ所、3カ所、指定することはできませんけれども、業務の範囲は競合しないようにと、そういう通知がございまして、現在のところ、環境科学協会が能力ございますので、県内で1カ所とすることを継続したいと考えております。

○**福田委員** よく理解できました。あわせて、これは浄化槽であります、飲料水の関係で受水槽の検査まで手を広げることは難しいのかどうか、その辺はどうですか。

○**堤環境管理課長** 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の中での検査を行っておりますけれども、飲料水の検査については、県内に公衆衛生センターがございまして、そちらのほうで実施するようになっております。

○**福田委員** わかりました。以上です。

○**丸山委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**丸山委員長** なければ、次に、林業公社のほうに移らせていただきます。質疑をお願いいたします。

○**福田委員** 以前にも一回お伺いしたことがあるんですが、林業公社の業務の性格上、長期借入金というのはやむを得ないと考えておるんですが、この調達コストについては、公的金融機関をかなり使っておられますから、かなり利息は安いと考えるんですが、今借り入れされています338億7,100万、これの平均調達利率はどれくらいになっていますでしょうか。

○**徳永森林整備課長** 8ページをごらんいただきたいと思えます。参考のところに借入金の利息というところがありますが、県、市町村からはゼロ、無利子ということになっておまして、日本政策金融公庫につきましては、0%から6.5%までありまして、平均が1.92%、それか

ら市中銀行につきましては、1.4%から2.1%あるわけですが、平均が1.76、これは金額等も含めて加重平均したときに1.76ということになります。以上です。

○**福田委員** かなり金融機関等も林業公社に協力的な利息の設定がされていると、今の金利で考えたわけでありまして。そこで、先ほど11ページの貸借対照表の中で御説明いただきました森林勘定の取得原価357億3,000万という説明でございましたが、これも林業の特性から理解せざるを得ないというふうに考えるんですが、経費積み上げ方式で取得原価を表示されておりますから、この357億という数字が出ますが、80年ですからね、もうお互い現存しないんですが、現時点でこの357億の数字というのは、どれくらいのね……、今、日本の経済界が非常にもめているのは、いわゆる取得原価方式から時価会計方式に移行になったから今大混乱しているんですが、これを時価会計方式で見た場合には、どういう数字になりますか。

○**徳永森林整備課長** 確かに新公益法人会計基準によりましては、一応取得価額ということをやっているんですが、時価価格が半分以下になってしまう、いわゆる原価評価額より時価価格が半分以下になった場合は、これを時価価格にしろという指導があるわけですが、現在の357億を時価評価いたしますと、約290億であります。その差額が約67億生じているという状況であります。

○**福田委員** 日本経済の落ち込みからしますと、今おっしゃった290億という数字はそんなに、時価があれば驚く数字じゃないんですね。これは民間の経済なんかはかなり落ち込んでいまして、だから私は意外な数字を耳にしたんですが、290億という時価であれば、それは場



合によっては、私どもが現存中に市況が復帰して、取得原価を上回る、取得原価プラスまた経費、いろんな利息が加わってきますから……。だけど、取得原価と時価との差はそんなにないんですね、大騒ぎするような。これはそのまま100%信頼してよろしいのでしょうか。

**○徳永森林整備課長** 先ほど申しました包括外部監査のほうで、やはり林業公社を経営改善していく上で、時価評価方式というものを確定しないといかんだらうという意見がございまして、県といたしましては、弁護士と学識経験者を集めまして、その時価評価の算定方式というものを一応定めた。これが平成17年度に定めまして、全国的にもこういう時価評価を定めたところではございませんで、本県が初めてだったものですから、今、全国的なレベルでその評価のあり方を検討してもらいたいということは一応国等にもお願いはしているんですが、今の段階で、この研究会で、いわゆる長期見通し、それから市場逆算等を含めまして、3つの方法を組み合わせた方法で時価評価をしているということになります。それからもう1点、先ほど言いました森林勘定、この中には今まで支払ってきた利子、これが177億あるんですが、357億のうちの177億の支払い利子、これがいわゆる借り入れたことによって経費として打ち込んでいる177億というのがありますので、今までの経費の中でいきますと、290億と177億を引きますと、それほど差はないんだなということは認識はしておるんですけど、だから借り入れによってやることによって、177億の利息もこの森林勘定の中に経費として含まれているという状況があります。以上です。

**○福田委員** 今おっしゃる説明を理解すれば、そんなに天と地がひっくり返るような林業公社

の内容ではないなというふうに考えたんですが、それはまた後世証明することでありましょうから、もう議論はいたしません、もう1つ、数日前の全国紙に、林業公社——これは全国的に傾向は同じですね——の改革の問題で、国のほうの中間の指針が出ておりました。これで、かなり思い切った国等の林業公社改革に対する助成あるいは指導等をなされると書いてございましたが、その辺は詳しくちょっと説明いただきたいんですが。

**○徳永森林整備課長** 今回の一番のポイントは、林業公社を清算する場合に、それについて、第三セクター等改革推進債、いわゆる起債が起こせるということで、県が持っている損失補償、清算した場合は、その分を県が損失補償をしているものですから、そこを県が公社にかわって払う、損失補償すると、その分について県として起債が起こせますよというのが1点あります。ほかは林業公社をねらい撃ちしたような新たな事業をつくりましたということなんですが、もう1点は、県が公社に無利子で貸す場合に、今まで充当率といいますか利子の何割かを交付税措置しましょうというのが、それが2割が5割まで引き上げられまして、本県では昨年が6,200万円の交付税措置がありまして、それは若干前から決めておったんですが、今回1億7,000万程度の交付税措置がなされると、無利子に対して、という状況が生まれたということです。総務省、林野庁、県代表、3つでつくった検討会で進めてきたんですが、感想といたしまして、一步二歩の前進はしたような感じはするんですが、まだ抜本的なところまではないんじゃないかなというふうに私は考えておまして、今後も国に対しては、全国で1兆400億円の債務を抱えておりますので、また、国策として

進めてきた案件でございますので、国に強く要望していきたいというふうに考えております。以上です。

○福田委員 少しは明るい兆しが見えたようでもありますから、頑張ってください。以上です。

○十屋委員 先ほど9ページの長期借入金残高の推移で、来年度より減少していくというふうにお話があったんですが、どの程度減少するかというのと、その減る要因、減少していく要因は何なのかというのを、その2点。

○徳永森林整備課長 林業公社は、今まで全額、償還金については県が貸し付けていたんですが、本年度から主伐による収入を一部償還に充てるということになっておりまして、平成21年度、本年度から、収益のうちの約2億4,000万は償還に充てるということで、本年度からずっと自己資金で充てるということになっていきますので、その分減っていくということになると思います。県といたしましては、県が貸し付けるピークは平成37年ですかね、県の残高が最終的には292億円ぐらいになりまして、だから県の貸し付けにつきましては、平成38年から回収のほうが多くなるということになります。理由といたしましては、県が償還していくと同時に、林業公社の収益によって償還も始まるということなんですが、8ページの財政支出の状況の参考のところに、一番下のほうに、県の貸付金というのが平成20年度は14億4,200万ありますが、平成21年度は公社が2億4,000万自己負担いたしますので、県の貸し付けは12億1,000万ぐらいで済むということになります。ですから、今後は収入を償還に充てていく、そういう長期収支計画になっておりますので、それを木材価格の動向等も見ると必要があると思うんですが、そういう計画に基づいて減になっていく、平成21年度

末が一番ピークということになっております。

○丸山委員長 この8ページのほうでお伺いしたいのが、(2)の②に書いてある林産物売り上げのことなんですが、売り上げは3億4,000万幾らとあるんですが、実の利益率——利益といえますか——はどれくらいになるというふうに見たほうがいいでしょうか。

○徳永森林整備課長 御存じのように、これは分取割合が林業公社が6割、森林所有者が4割となっておりますので、この3億4,896万6,000円のうちの6割が林業公社の収益となります。あと4割は、森林所有者へ還元するということになります。

○丸山委員長 売り上げじゃなくて収入でよろしいんですね。

○徳永森林整備課長 この3億4,896万は、売り上げの金額になります。

○丸山委員長 売り上げであれば、その作業費を引いた利益率ですね。売り上げということは、市場に出したお金だけじゃなくて、その経費が入っていると思うんですね。経費を入れると、どれくらいあるんでしょうかとお伺いしているんですが。

○徳永森林整備課長 主伐につきましては、林業公社の場合は、山元で立木価格で販売いたしますので、立ったまま、立木価格でやります。山元でそのまま売るということですね。だから、主伐の場合は経費は必要ない。だから、その搬出手間も含めて入札が行われるということです。ですから、これは丸々売上高になると。

○丸山委員長 ちなみに、立木、幾らで売られているか。

○徳永森林整備課長 平成20年度は若干、御存じのように、立木価格、木材価格が落ちたものですから、立木価格で立米3,200円、平成19年度

は立米4,000円でありましたので、この長期見通しの計画は、大体1立米当たり3,800円で長期見通しをしておりますので、19年度は計画以上の収益がありましたけれども、平成20年度につきましては若干材価が落ちたということでありますので、今後もこの材価によって計画自体が大きく左右されますので、その辺は見ていく必要があるというふうに思っております。立米3,200円で、大体ヘクタール当たり137万円ぐらいになります。1ヘクタール当たり大体430立方の材積がありますので、それで計算しますと、ヘクタール当たり大体137万ということで、他の普通の私有林に比べれば、いい値段で売れているなどは思っておるところなんですけれども。

○丸山委員長 あと、7ページの職員とかプロパー含めて1年間の人件費というのは、どれくらいかかっているというふうに理解したほうがよろしいですか、林業公社の分だけで。

○徳永森林整備課長 ちょっと時間をいただきまして、すぐお答えしたいと思っております。

○山下委員 さっきの関連なんですけど、ヘクタール当たり137万ということなんですけど、ことしは2億4,000万見ているんですよ。いわゆる山の収入ですね。何年生の木を切られるんですか。

○徳永森林整備課長 大体平均的に38年から45年の間の木を切っていくということになります。先ほど言いましたように、公社は長伐期に移行していく検討はしているんですけど、どうしても長伐期にたくなくて今伐採したいという方々もおるものですから、そういう方々を処分していくと。

○山下委員 ことしは何ヘクタールの伐採計画ですか。

○徳永森林整備課長 21年は186ヘクタールを伐採したいと考えております。

○山下委員 186ヘクタールの場所というのは、一番多いところの面積で主伐をする場合に何ヘクタールぐらいですか。

○徳永森林整備課長 ちょっと時間をいただけますでしょうか。

○山下委員 主伐をされた後の山の管理というのは、どういう計画ですか。

○徳永森林整備課長 分収契約がそこで終了してしまうものですから、契約上、地上権を森林所有者に返すということになっているんですが、今の状況でなかなかまた森林所有者が負担をしてというのが難しいということで、できるだけ林業公社が補助金を使ってやれば、高率補助で普通のよりできますので、公的森林整備事業という高率補助を使いまして、公社のほうで森林所有者から受託を受けて実施していると。それでも、去年の例から見ますと、今まで伐採した大体半分ぐらいが造林されて、あと半分が今そのまま残っているという状況でありますので、そこをもう少し上げていきたいなと思っております。

○山下委員 そこなんですよね。先ほどの答弁で、いい価格で取引されるというちょっと自信の話があったんですが、切った後をどうするかなんですよね。宮崎県も未済地をなくそうということで、何ぼでしたか、予算をことしとっていますよね。そのことを考えると、やはり山を持っておられる方、そしてそういう中山間を抱えている市町村、後をどうしていくかということは大変な問題なんですよね。だから私は、この林業公社の財務的な問題は別として、後を追っかける問題というのがあられるわけですから、やはりそのこともちゃんと問題整理して、林業

公社がこれだけ木を切っていく中で、後の体制も市町村とうまく話をしながらそれをやっけないと、大変な問題になってくるような気がするんですね。我々は都城なんです、大変なはげ山が出てきていますから、しっかりと対応をお願いしたいなと思います。

**○徳永森林整備課長** それは一番林政の中で大きな課題だろうと。森林所有者も高齢化しておりますし、不在村地主もふえておりますので、今、分収造林という方式でやっておるのが森林農地整備センター、昔の緑資源なんです、そこも連携いたしまして、伐採跡地、公社の跡地につきましては、そこをなるべく造林を分収造林にしてもらうように、今、連携をとりながら進めておるところです。

先ほどの人件費でございますが、9,000万円になっておるようでございます。

それと伐採の面積、平成20年度で一番大きいのは34ヘクタールというところが大きくて、平均したときに12ヘクタールとなっております。以上です。

**○丸山委員長** 先ほど、人件費が9,000万ということなんです、職員数が9名、役職員が実質支払われているのが、常勤が1名、10名前後の人件費というふうに理解してよろしいでしょうか。

**○徳永森林整備課長** 再任用も含めると10人程度ということになります。

**○丸山委員長** 私が気になっていますのは、派遣して作業している内容が、分収林事業とか森林施業受託事業をやっているらしいんですが、実質は、この方々、職員が作業はされずに、森林組合とかがされているはずでしょうか、林業公社で仕事をするべきなのか、もしくは環境森林部森林整備課の中でもできる仕事

じゃないのかなというふうな思いがあるんですが、その辺はどういうふうに考えればよろしいでしょうか。

**○徳永森林整備課長** 改革の中で、先ほど申しましたように、県有林としての移行ということも検討してまいりまして、その中でそれも含めて検討しておりますので、それも含めて検討した中で、先ほど申しましたように、県民への負担が一番少ない方法として、継続が一番負担が少ないと。その負担が少ないといえますのは、1つは、今、公社と結んでいる契約、大きく2つ柱がありまして、その契約事務をまた県と結び直すというその事務量、それから県が公社から補償を払いまして、代物弁済として分収林を買い取るという形になりますので、それに伴う消費税が当時20億発生するということも含めると、今のまま継続したほうが、継続して最終的には償還債務の解消が進むということで決定をしたというふうに考えております。以上です。

**○丸山委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山委員長** なければ、緑化推進機構に移ります。御質疑をお願いいたします。

私のほうからなんです、ここで緑化推進機構が実質、職員が県のOBが2人と嘱託職員が1人と臨時が3名ということなんですけれども、このような機構というのは、何か不自然といえますか、形上はちょっと不自然に思えるんですが、存在意義というのがどういうふうにとればいいのかをちょっとお伺いしたいと思うんですが。

**○河野自然環境課長** 臨時職員3名おるというようなことですが、臨時職員は2名は非常勤といえますか、月10日と15日でございます。残り

の3人については、フルというようなことでございます。臨時職員については、確かに数としては正職員という位置づけじゃございませんけれども、臨時職員のメンバーは、ある程度林業分野といたしますか、精通されたスタッフでございます。現状では十分事務は行われておるといふふうに理解しております。

**○丸山委員長** ちなみにこの県のOBの方が行かなくなれば、実務はどうなるというふうに言えいいか。平成8年から10年たっていますので、ある程度しっかりと、本当に必要なものを担っていると思っておりますけれども、ちゃんと業務をできるような体制にしていかないと、ずっとこのような形でいいのかというのを聞きたいと思っております。

**○河野自然環境課長** 事務局長、OBが行っておりますけれども、緑化推進機構の業務の中身を見ますと、やっぱり森づくりといいますか森林づくりの技術や知識がある方でないと、なかなか業務がこなせないといいますか、全体的な機構の役割は担えないと思っております。ですから、一番職員のかなめの事務局長については、ある程度の知識を持った方でないと難しいと思っております。現在はたまたま県のOBが行っておりますけれども、そういうことでございまして、技術、知識の必要な方が求められておるといふようなことで考えております。

**○丸山委員長** ここでなくても、環境森林部の中に、どこかのセクションに置いてもいいぐらいの仕事をしているというふうに認識してもいいと感じてしまうんですが、それに関してどういう、平成8年に改めてこの新機構をつくったというのは何かあったと思うんですが、その辺の事例をちょっとお伺いしたいと思います。

**○河野自然環境課長** 先ほど申し上げましたけ

れども、平成7年に緑の募金法というのが制定されまして、この中で緑の募金の募金活動に当たることができる団体については、民法第34条の法人であるということが一つございまして、それと、県内に1団体しかこの業務は当たれないと、知事が認めた、そういった規定がございまして、県がみずから募金を集めるということにはならないと思っております。

**○丸山委員長** 募金活動をするためだけの団体ということに聞こえてしまうんですが、そういったのが、法律上すべての団体は県がつくっていらっしゃると思っておりますが、すべて全国こういう形でしょうか。

**○河野自然環境課長** 47都道府県、どこかの団体が募金業務を担っている団体として知事から指定されております。先ほど、私の説明では、緑化推進機構が募金活動のみに当たるために設立された組織だという話がありましたけれども、これはもともとが緑化推進委員会の時代から国土の荒廃がありまして、国土緑化を図るための組織として立ち上がったわけでございます。ですから、県土緑化推進を図っていくといひますか、そういったものがまず基本にあつての話でありまして、その一つとして緑の募金というのが緑化推進を進めていくための手段として法制化されたということでございます。

**○高橋委員** いま一度確認しますけど、緑の募金を集める団体は1団体しか認めないということをおっしゃいましたよね、知事が認める。大体その法律が私はちょっと間違っているような気がするんですよ。募金というのは自主的にやるもので、団体によって、私、例えば緑に係る造園協会とか、いろいろあると思うんですよ、緑に関連する団体が。そこに呼びかけてその人たちが募金活動することがだめなんで

しょうかね。法律がそうなってれば、それはしょうがないですよ。今お話を聞いて、ちょっと疑問がわいたものですから、それは法的に1団体、この緑化推進機構しか募金活動できないということなんです。

**○河野自然環境課長** 先ほどお話ししましたとおり、平成7年に制定されました「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」の中の第5条の中で、先ほど言いました民法34条で設立された法人であること、それから募金業務を適正かつ確実に行うことができると認められる1団体について知事が指定することができるというふうになっておまして、平成8年に県知事が指定したということでございます。

**○十屋委員** 今の話で、法律ができた段階で県に一つつくらなきゃいけないんですか。緑の募金という法律ができて、それで今言われたように県につくるときは、そういう民法上のことがあるんでしょけど、どうしてもいわゆる必置規定みたいにして、それをするためにそういう組織をつくらなければいけないということが前提にあるんですか。

**○河野自然環境課長** 緑の募金そのものは、昭和26年から緑の羽の募金ということでスタートしてずっと歴史が50数年あるわけですし、法律制定の時点で緑の募金ということで衣がえしました。ねらいとしては、募金活動の取り組みの強化というのがまずあったんですけども、それとあわせて、担っていた宮崎県緑化推進委員会の組織の強化とか社会的信用性を高めるとか、そういったことから法人化に踏み切った。もちろん法律の中で、そのように民法の34条法人じゃないとだめだよというのがあったものですから、契機としてはそうでした、それ以前も募金、寄附金等の活動というのはずっとやって

きて、これで認定、指定しないと、募金活動そのものが維持できなくなる、そういった事情から指定したということです。

**○十屋委員** 例えば公社等改革の中にもこの推進機構は出てこないんですよ。だから逆にできないんじゃないかなという、やりたくてもできない状況なのか。先ほど言われた民法34条、そのところで類似的な該当する団体がほかにあるのかないのかだけ教えてもらえますか。これがもしできるような団体があるかないか。民法34条はちょっと私も知らないんで、どういう概略の法律なのかをちょっと教えてください。

**○河野自然環境課長** 県内に民法34条法人があるのかどうか、あわせて森林整備を推進する目的として設立されたというのがあります。県内団体を見ますと、確かに全くないとは言えないような気もします。例えば林業協会などあるわけでございますので、ただ、平成8年当時指定したのは、今までずっと昭和26年からこれまで募金業務をやってきて、募金を使ったいろんな事業を展開してきたと、そういった評価があったから指定に至ったと思っております。

**○十屋委員** いいです。あるということがわかれば。

**○武井副委員長** 1点伺いたいんですが、ちょっとこの中でわからないんですけど、募金額というのは大体幾らぐらい毎年集まっているものなんですか。

**○河野自然環境課長** 目標は大体年間4,000万ほどの目標を掲げておりますが、昨年度が3,785万円でございます。

**○武井副委員長** そうしますと、大体この3,785万円の募金を集めるのにかかるコスト、そういう羽とか資材とかあります。大体どれぐらい経費が実際かかっておりますか。

○河野自然環境課長 ちょっとお待ちください。申しわけありません。今ちょっと数字を拾っておりますけれども、募金そのものは、家庭募金、職場募金と学校募金というのがありますけれども、ほとんど家庭募金が主でして、市町村を通じて、市町村みどり推進会議というのがありますけれども、そこを通じて県の緑化推進機構のほうに上がってくるということでございます。

○武井副委員長 わかりました。大体でいいんですけど、例年どうですか、4,000万というのは、4,000万を目標に今の金額ということで、おおむね、大体例年それぐらいなんですか。それともふえているとか減っているとか、そのあたりはいかがですか。

○河野自然環境課長 漸減傾向でございまして、昨年が3,848万、一昨年が3,965万ということで、平成17年から4,000万円を割り込んで、少しずつ減ってきておるという現状でございします。

○武井副委員長 わかりました。いいです。コストがわかりましたら、また。

○徳重委員 最初は理事長が知事ということだったんですね。そして、今は理事長と部長が役員からおりたということになっていますが、今の理事長はどういった方ですか。

○河野自然環境課長 宮崎大学農学部で先生でして、今、名誉教授をされています。黒木理事長でございします。

○徳重委員 理事さんの13名という方はどういう関係の方が入っていらっしゃるか教えてください。

○河野自然環境課長 副理事長2人おりました、1人は県森連副会長でございします。もう1人が宮崎県商工会議所連合会の専務理事でござ

います。あと常務理事は県OBでございします。あと理事は、市町村長とみやざき観光コンベンション協会、それから漁協の参事、宮日新聞の論説委員長、地域婦人連絡協議会の会長、それとみどりの少年団の連絡会長、そういったメンバーでございします。

○徳重委員 年間どれぐらいの会議が持たれているんですか。

○河野自然環境課長 理事会は2回でございします。

○徳重委員 最後にしたいと思いますが、いろんな団体、受託事業、その他いろいろやっというらっしゃるわけだけど、投資効果というか、これだけのお金を使って、配分されたり、いろいろ事業を起こした。結果として、この分野においてはより効果が出てきたな、あるいは広がっていったなというような実例があれば、一つでも結構ですが、教えてください。

○河野自然環境課長 直接県民が参加するボランティアの森づくりというのを年3回開催しておりますけれども、やはり県民、参加する方々の数がふえてきたという話と、もう一つは、森林環境税を使った事業なんですけれども、森づくりに取り組む団体の数がふえてきたというのがはっきり言えます。森林税を活用した公募事業をしておりますけれども、だんだんと数がふえてきておりました、参加する数もふえてきておりますので、そういったところで効果が上がってきているのかなというような実感をしております。

○徳重委員 最後に、どんぐりの森づくり、千年の森づくりというのがあるんですね。これに私も2~3回参加したことがあるんですが、かなりの人が参加されておるんですが、ああいう団体はほかにあるんですか。ああいう500~600

人以上の参加があると思っておりますが、あるんですか。

○河野自然環境課長 あそこのどんぐり千年の森づくりというのは、どんぐりのカードを500円券を売ったりとか、それで一般で資金を集めておやりになっております。ですから、森林環境税を使ったというのは公募されておられません。ただ、ほかの団体もかなり森づくりを一生懸命やっているところがふえてきておまして、そこまではないにしろ、200人クラスを集めて森づくりのイベントをやっているところというのは結構数が出てきております。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 ないようですので、以上で環境森林部の概要説明を終わります。

どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

---

午後3時24分再開

○丸山委員長 委員会を再開します。

それでは、委員協議に入ります。

今回の委員会についてであります。来週の23日の委員会では、農政水産部から所管する公社等について説明を受ける予定になっております。何か執行部への資料要求等はございますか。

○十屋委員 理事の例えばさっきあった充て職で入っているような人の、名前は要らないから、職種だけでもわかるとありがたいんですけど。例えば先ほどあったように、地域婦人何とかコンベンション何とか、そういう充て職みたいに入っている方々が、あると、また議論も別な角度から見れるのかなと思います。

○丸山委員長 それは確認しますと、理事で充て職の職名だけでもいいということでしょうか。

○十屋委員 そうです。名前は要りません。充て職であればですね。

○井上委員 常勤理事の方が報酬としてもらわれているのが、500万超して900万近くもらわれている方とかいらっしゃるんですね。ちょっときょう質問が出たからこそ、それは4名で今後云々とかいう話が出ましたけど、あの辺はちゃんともうちょっと詳しく言われないと、本人が見えているのもあるので聞きづらいところもあるんですが、そこ辺は説明をきちんとしていただくといいですね。一応基準はあって、こうこうでと言われたけど、あれは何人に渡しているのかぐらいはちゃんと言ってもらわないと、1人じゃなくて、それをね。だから、それが本当に、その財団なら財団の財政に対して、圧迫をしているのかしていないのかという基準がやっぱりわかりづらいところがあります。本当に天下一先なのかどうなのかというのもちょっとわからないし。

○丸山委員長 休憩します。

午後3時26分休憩

---

午後3時28分再開

○丸山委員長 それでは、委員会を再開します。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ、次の委員会は、7月23日木曜日午前10時から予定しております。午後にまで及ぶ可能性もありますので、御了承をお願いいたします。

以上で本日の委員会を終わります。



午後 3 時28分閉会